

別紙第1

情報計画

要旨	適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。 このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情報要求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 国、他県の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の過程

町は、町の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主体的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

過程	内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策の優先順位などを判断するために、各段階においてその都度最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定	各段階における情報要求に対応するために収集しなければならない項目とその収集方法を判断します。
③情報の収集	それぞれの段階で講ずるべき対策と判断、決定すべき事項を踏まえて、そのためには「具体的にどのような情報が必要か」を判断し、その結果に基づいて以下の情報を収集します。 1 それぞれの段階で対策本部長等の決断に際し必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報 4 次の段階で行うべき行動を判断するための情報、又は、次の段階での行動のためにあらかじめ収集しておくべき情報
④収集情報の処理	収集した情報はデータの状態であるため、これらを地図、図表等に展開し、情報が持っている意味を分析検討してインテリジェンスの状態に加工します。
	I 記録 情報の受付（情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録）
	II 評価 情報の信頼性、正確性、重要度などについて判断
	III 分析 情報が対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付
	IV 整理 地域別や情報の種類ごとに整理
	V 提供 県、関係機関等に報告、通報。住民へ提供
⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 状況の判断 2 「情報」の共有 関係機関・団体等と情報を共有する際は、情報本体のほか、情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報についてもあわせて共有を図ります。 3 情報の受取及び伝達 情報の受伝達においては、必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行うことが原則となります。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティーなど情報の保全に留意

(3) 情報収集体制の整備について

- ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材の育成、配置に努めます。
- イ 国民保護措置に必要な情報管理手段を整備し、情報を適宜更新するとともに、情報収集ルートを維持するよう努めます。
- ウ 国民保護措置の実施に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会などを通じて、適時適切な町内情報の把握に努めます。（屋内避難・退避指示時など、安全が確保されないおそれ

がある場合を除きます。)

2 各課等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各課等の役割

各課等	役割と収集項目	備考
共通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急処理事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 NBCR兵器使用の兆候 8 所管町有施設の被害状況 9 避難所等の状況（受入可能状況、運営状況等） 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等	入手の都度報告
	11 その他町長の命ずる項目、または対策本部長の求める事項	
総務課	1 県内、町内及び周辺地域の総合状況 2 県及び各市町村、警察、消防、自衛隊など関係機関の国民保護措置実施状況 3 備蓄物資の需要・供給状況 4 特殊標章等の交付・使用状況 5 生活関連等施設の安全確保状況 6 被災情報 7 ガス（施設）、電気（施設）の需要・供給状況 8 自主防災組織等の活動状況 9 避難住民、収容施設の需要・供給状況 10 危険物質等の管理状況 11 町有財産の被害・使用可能状況 12 町有車両の需要・供給状況 13 電話（施設）の需要・供給状況 14 職員の受入・派遣（要請）状況 15 町内在住外国人の数、避難状況 16 国民保護措置関係予算見積り、措置状況	
企画情報課	1 写真等による情報、記録	
税務課	1 町民税等の収入状況	
町民生活課	1 安否情報 2 外国人安否情報 3 戸籍・住民登録・外国人登録情報	
健康福祉課	1 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況 2 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設） 4 一般病院患者・医師等の数、避難状況 5 一般病院救護班の派遣可能状況 6 高齢者、障害者、乳幼児等の数、避難状況 7 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の避難状況 8 伝染病の発生・防疫状況 9 避難所の運営状況 10 避難施設の被害・使用可能状況 11 赤十字標章等の使用状況 12 毒物・劇物等の管理状況 13 赤十字の活動状況	

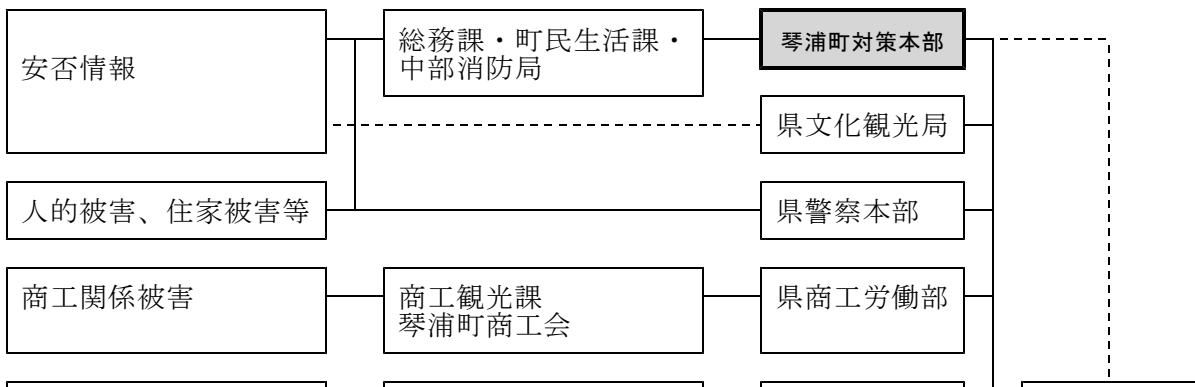
	14 ボランティアの受入・派遣状況 15 義援金、救援物資受入・要請・配分状況 16 町内病院の被害・使用可能状況 17 町内病院患者、医師等の数、避難状況 18 町内病院救護班の派遣可能状況 19 生活必需品（被服、寝具その他）の需要・供給状況 20 入浴施設の需要・供給状況 21 国民生活状況	
町民生活課	1 埋葬、火葬の需要・供給状況 2 し尿処理状況 3 廃棄物処理状況	
商工観光課	1 物資運送状況（トラック、貨物列車等） 2 商工業関連の被害状況 3 避難住民の失業状況 4 観光客の数、避難状況 5 公共交通機関の運行に関する状況	避難計画に資するための概数
農林水産課	1 農林漁業者の避難体制把握 2 食品の需要・供給状況 3 農林水産業関連の被害状況 4 家畜伝染病の発生・防疫状況 5 海上及び河川の漂流物に関する情報 6 家畜の保護に係る連絡体制把握	
建設課	1 道路、空港、港湾、漁港施設の使用可能状況 2 公共土木施設の被害状況 3 土木資機材等の需要・供給状況 4 応急仮設住宅の需要・供給状況	
上下水道課	1 飲料水の需要・供給状況 2 水道水の水質状況 3 上下水道施設の被害状況	
出納室	—	
教育委員会	1 町立学校の児童生徒、教職員の数、避難状況 2 町立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況	
消防団	1 住民及び町内各地区の状況 2 町内の武力攻撃災害等の発生状況	

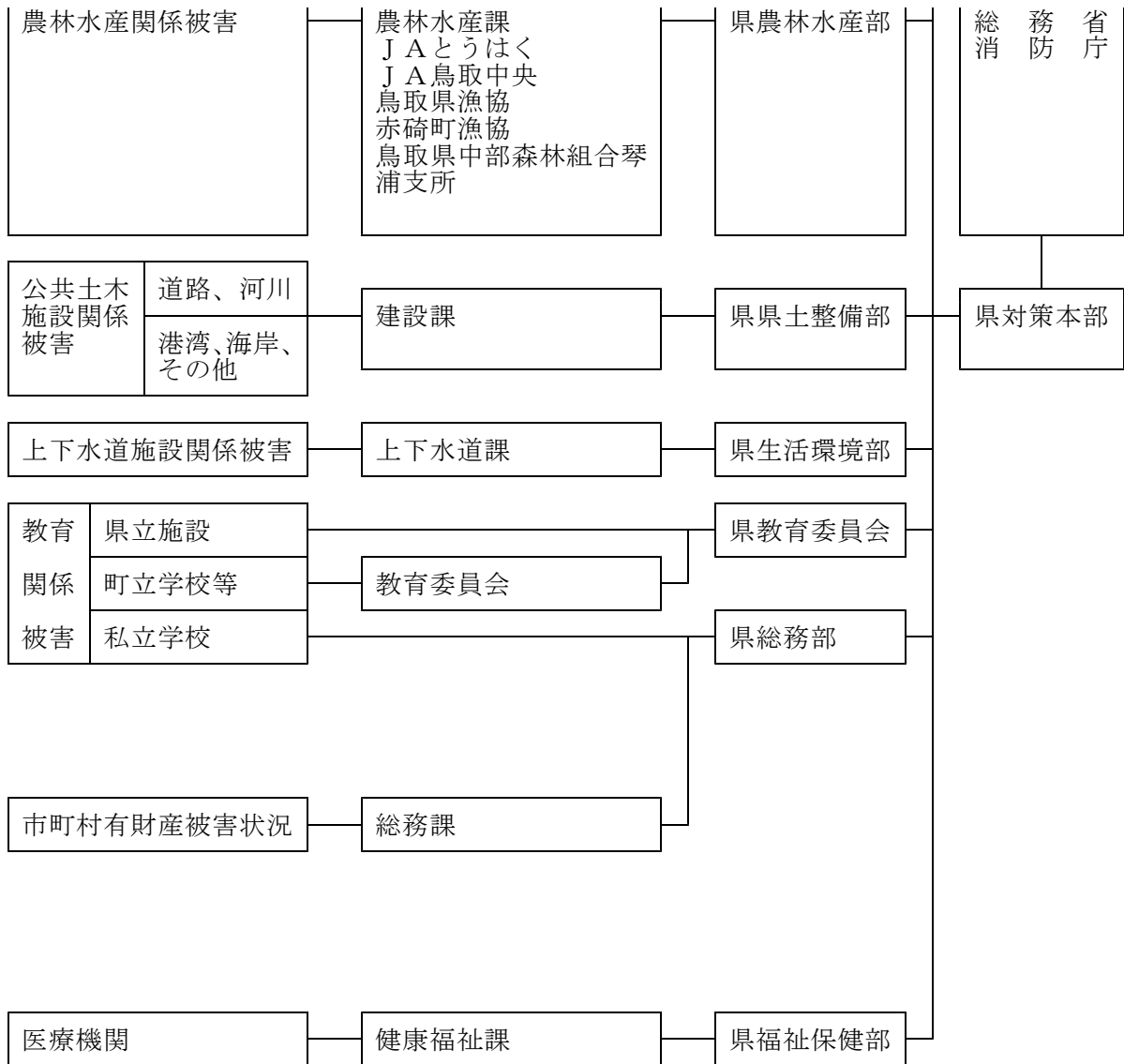
(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等	県担当部局	町担当課	
内閣府		総務部	総務課	
国家公安委員会		警察本部	—	
警察庁	中国管区警察局	警察本部	—	
防衛庁		陸自 8 普連	総務課	
		海自舞鶴総監部		
		空自 3 輸送		
		鳥取地方連絡部		
防衛施設庁	広島防衛施設局	美保防衛施設事務所	防災局	総務課
金融庁		総務部	総務課	
総務省	中国総合通信局	○企画部 防災局	総務課	
消防庁		防災局	総務課	

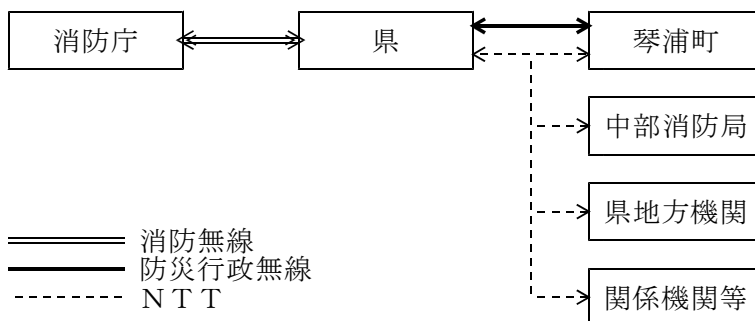
法務省			総務部	総務課	
公安調査庁			総務部	総務課	
外務省			文化観光局	総務課	
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部	総務課	
	神戸税関	境税関支署	総務部	総務課	
国税庁			総務部	総務課	
文部科学省			教育委員会	教育委員会	
文化庁			○教育委員会 文化観光局	教育委員会	
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	町民生活課 健康福祉課	
	鳥取労働局		商工労働部	商工観光課	
農林水産省	中国四国農政局	鳥取農政事務所	農林水産部	農林水産課	
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	農林水産課	
水産庁			農林水産部	農林水産課	
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	商工観光課	
	中国四国産業保安監督部		防災局	総務課	
資源エネルギー庁			生活環境部	上下水道課	
中小企業庁			商工労働部	商工観光課	
原子力安全・保安院			防災局	総務課	
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所	○県土整備部 文化観光局 企画部	建設課 商工観光課	
		中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	企画部 県土整備部	建設課
		大阪航空局	美保空港事務所 鳥取空港出張所	○県土整備部 企画部	商工観光課
		東京航空交通管制部		○県土整備部 企画部	商工観光課
国土地理院			県土整備部	建設課	
気象庁	大阪管区気象台	鳥取地方気象台	防災局	総務課	
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	○防災局 警察本部 農林水産部	総務課 農林水産課	
環境省			生活環境部	上下水道課	

(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統





(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

段階	情報収集体制			
	体制	総務課	対策本部	各課
平素	通常監視	当直職員		
避難準備	レベル3		連絡要員の派遣 (A)	連絡要員の派遣

避難	レベル3	情報集約担当職員	情報・ 広報班	(B)
避難生活	レベル2			
復帰	レベル1			
生活再建	通常監視	当直職員		

連絡要員の派遣を求める基準

レベル	派遣元	業務内容
A	県対策本部、避難先市町村	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	

(6) 住民への情報提供

ア 住民への情報提供の要領

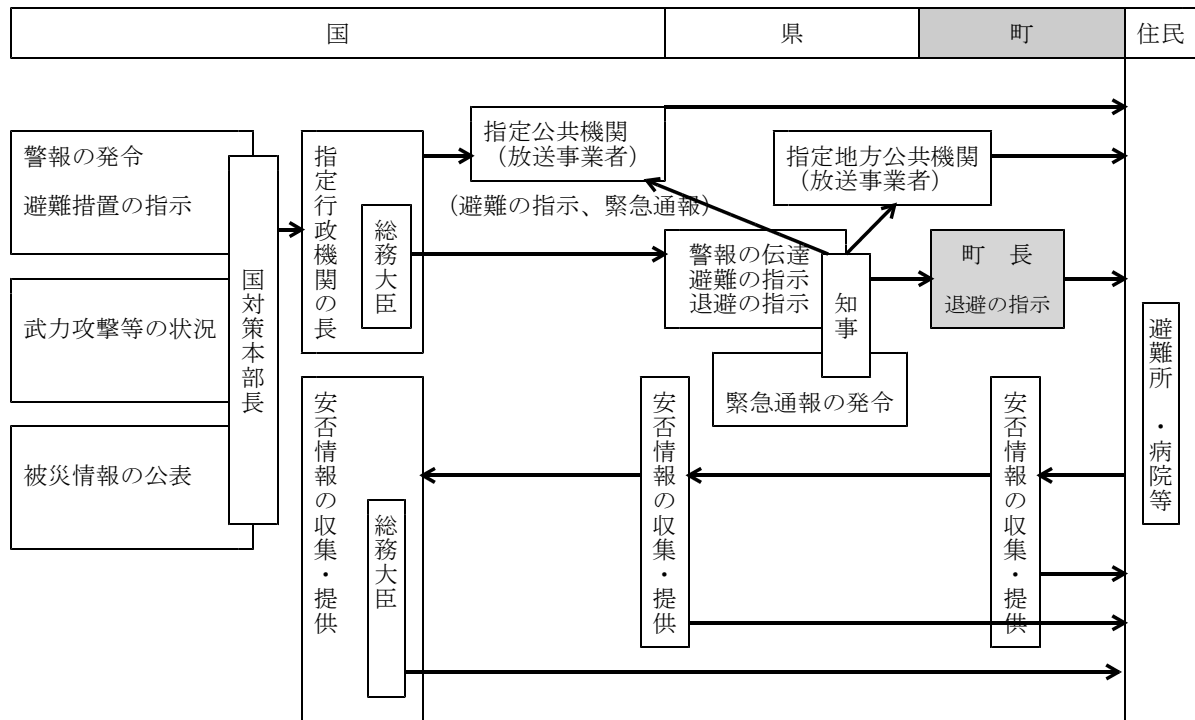
町長（総務課）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、住民の安全と住民生活の安定をはかるとともに、不安と混乱を防止します。この際、サイレン、防災行政無線、CATV、インターネット消防団及び自治会、自主防災組織の協力その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

イ 個人情報提供等への配慮

下記情報内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護に配慮します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃等の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等の状況 どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等 3 国民の保護のための措置の実施状況 (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 4 被災情報 被害の統計的情報
危険情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報 (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

ウ 住民への情報提供系統図



(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
緊急防災情報提供装置 (マイコス)	想定される避難場所等の気象情報等を収集します。
川の防災情報	
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について中部消防局、消防団から受報します。
その他	県を通じ、以下の情報を収集します。 ・ヘリコプターテレビ電送システム ・洋上漁船、県指導用海岸局 (境港無線局)

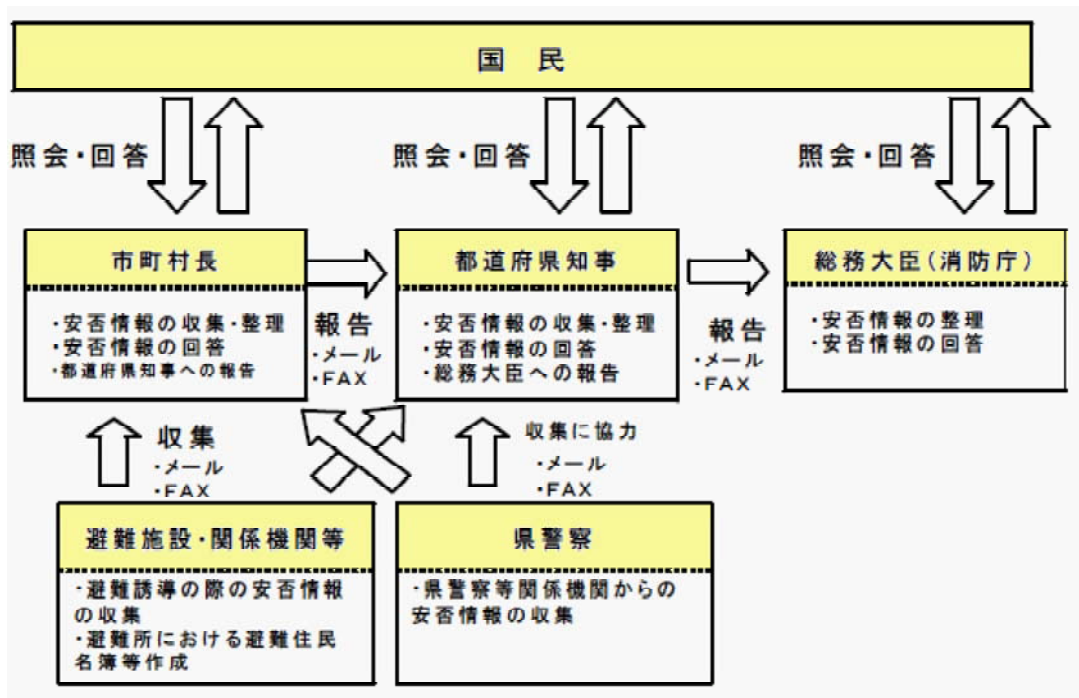
(8) 武力攻撃災害の兆候の通報 (法98)

武力攻撃災害兆候の発見者、又は発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報することとされています。(市町村長に通報することができないときは知事 (防災局) に通報)

町長 (総務課ほか各課) は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、通報の内容に信ぴょう性があり、武力攻撃災害への対処のための措置を講ずる必要があると認めるときは、知事 (防災局)、中部消防局、八橋警察署に通知します。

(9) 安否情報

ア 安否情報収集・整理・提供の流れ



イ 収集・報告すべき情報

<p>避難住民・ 負傷住民</p>	<p>① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報 （前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の住所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p>
<p>死亡住民</p>	<p>（上記①～⑦に加えて） ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意</p>

ウ 安否情報の収集

(ア) 町が行う安否情報の収集

町(町民生活課)は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集します。

安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する安否情報収集様式(様式第1号及び第2号)によります。

- 1 避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- 2 避難住民名簿の作成による情報収集
自治会が平素から保有する情報の協力を得て作成。
- 3 中部消防局からの情報収集
- 4 町内の医療機関、諸学校等からの情報収集
- 5 八橋警察署への照会
- 6 安否情報を保有する運輸機関、医療機関観光施設等の関係機関への協力要請
当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。

様式第1号(第1条関係)
安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)
記入日時(年月日時分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①④⑥を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護法に十分留意しつつ、上記①～⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護(物資、医療の提供等)や避難施設留滞者の確認事務のため、行政内部で利用することもあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「⑩出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)
安否情報収集様式(死亡住民)
記入日時(年月日時分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・同居者・知人については、個人情報保護法に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護(物資、医療の提供等)や避難施設留滞者の確認事務のため、行政内部で利用することもあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「⑩出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は最近の直系親族を原則とします。

(イ) 安否情報収集の際の留意事項

安否情報収集の際は、併せて安否情報開示の同意について確認します。

- a 安否情報開示に同意を得た場合、その旨を証するため、できる限り本人の署名、押印等を求めるものとします。
- b 安否情報の開示については、原則として包括的に同意を確認することとし、開示する項目や対象を限定する同意は、やむを得ない場合に限り行うこととします。

(ウ) 県が行う安否情報の収集

a 知事（文化観光局）は、以下のとおり安否情報を収集することとされています。

- 1 町からの報告による情報収集
必要に応じて自ら情報を収集
- 2 県の開設した避難所における情報収集
- 3 医療機関、学校等からの情報収集
- 4 警察本部への照会
- 5 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請
当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。

b 警察本部は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部へ通知することとされています。

イ 安否情報の整理

町（町民生活課）は、収集した安否情報を集約、整理します。

この際、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

町（町民生活課）は、以下のとおり、整理した情報を県（文化観光局）へ報告します。

(7) 報告の方法

a 安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで送付します。

様式第3号（第2条関係） 安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者の名

①氏 名	②フリガナ	③出生の年月日	④性別	⑤住所	⑥電話番号	⑦世帯の世帯主を調査するための欄	⑧家族（配偶）の調査	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先としての住所や電話	⑫親類、同居者等の関係の調査	⑬知人への関係等の調査	⑭備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格を準拠とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は免許簿により記入すること。
- 3 「④性別」欄は日本国語を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 「⑨負傷又は疾病の状況」には、安否情報の提供に係る差違又は異変について「有」又は「無」と記入願います。この場合に於いて、当該差違又は異変について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

b 事態が急迫して電子メールの送信によることができない場合は、口頭や電話などの方法により報告を行います。

(イ) 報告の時期

a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他国民保護措置の実施状況を勘案し、町長の判断により、整理した情報を県に報告します。

b 県は、必要に応じ、市町村に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定することとされています。

この場合、町は、当該時期に従って報告を行います。

c 県は、特に必要があると認める場合には、市町村に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることとされています。

この場合、町は求められた安否情報について断片的であっても報告します。

エ 安否情報の回答、提供

(7) 安否情報の照会の受付

a 町長（企画情報課）は、町役場に安否情報照会窓口を設置し、所在地、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等について住民へ周知します。

b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能なものとします。

受付に当たっての留意事項

- 1 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出、提示を求めること
- 2 電話による照会等にあつては、生年月日、性別を住民基本台帳と照合すること（必要に応じ照会者の住所地市町村へ問い合わせる。）
- 3 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

町長（町民生活課）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・当該照会に係る安否情報を保有、整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報 ・死亡、負傷の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・「不当な目的」 他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。 (例：債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す、等) ・「不当な目的に使用」 (例：住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、不特定多数の者に販売、等)
<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意を得たとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 	<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意については、原則として、安否情報の収集時に併せて得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個

<p>・その他公益上特に必要があると認めるとき</p>	<p>・住所 (・国籍)</p>	<p>人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときを指します。</p> <p>・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所、病院」等にとどめる、「負傷又は疾病の状況」について「重症」、「全治〇週間」にとどめる等、個人情報の保護に配慮します。</p>
-----------------------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する安否情報回答書（様式第5号）に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った日時等を回答書に記載します。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、隣接関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 [日本国籍を有しない者に関する] 日本 その他 ()	
※ 申請者の確認 ※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 [日本国籍を有しない者に関する] 日本 その他 ()	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所 負傷又は疾病の状況 連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時期を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 町長（町民生活課）は、安否情報データの管理を徹底するとともに、職員に周知徹底します。

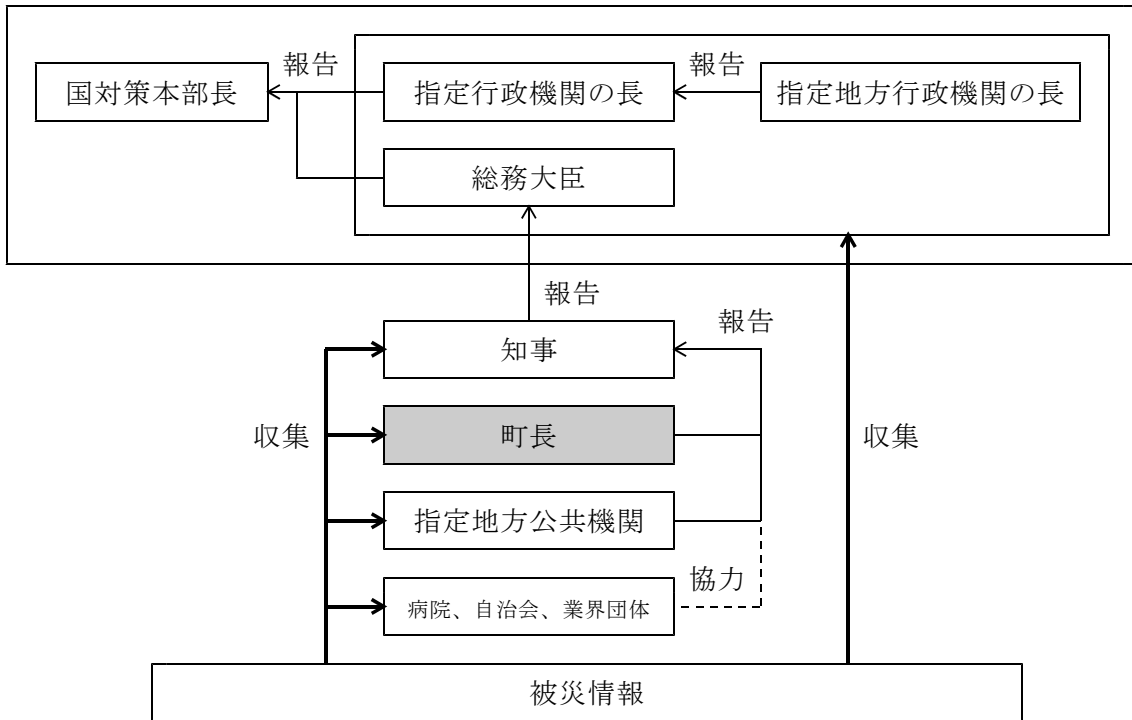
b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

(エ) 日本赤十字社に対する協力

町（健康福祉課）は、日赤県支部の要請があったときは、要請に応じ保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

町（総務課ほか各課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

町（総務課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には直ちに県（防災局）に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
琴浦町

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分
 - (2) 発生場所 鳥取県東伯郡琴浦町
(北緯 度 分、東経 度 分)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

地名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地名	年月日	性別	年齢	概況

(11) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ）
- イ 町内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト）
- ウ 運送力のリスト（運送事業者の保有する運送力のデータ、バス網など）
- エ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ※ データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト）
- カ 生活関連等施設のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 自治会等の連絡先等一覧（代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ケ 消防機関のリスト（消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

3 地図

(1) 使用する地図

- ア 鳥取県防災対策地図（1/25,000、平成15年3月作成）による表示
- イ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示
- ※ 使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。
- ウ GPS (Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※ 世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例： 琴浦町役場

- ①地先 琴浦町大字徳万591番地2
- ②座標 北緯35度29分44秒、東経133度41分33秒
- ③座標表示 352944、1334133

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告、提供します。

(1) 報告通報項目

項目	報告・通報内容	様式
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報	第1号様式（その1） 第2号様式 第1号様式（その2） 第3号様式（1）（2）

町における被害状況 収集	1	町の公有財産被害状況調	別表1
	2	社会福祉施設等の被害状況調	別表3
	3	一般被害状況調	別表4
	4	一般被害の内訳	(付表1)
	5	災害救助法適用状況	(付表2)
	6	災害救助法適用状況	(付表3)
	7	商工関係被害状況調	別表5
	8	農林水産関係被害状況調	別表6
	9	土木関係被害状況調	別表7
	10	学校等被害状況調	別表9
	11	災害状況調 被害状況調	別表10

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が町長に対し、実行状況を報告するために行います。これは、通常、指示事項を終了したときに行いますが、指示事項実行中に町長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

5 報告様式

（別冊Ⅰ 資料編P : 資料 「報告様式」）

別紙第2

平素の段階の計画

要旨	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。 ① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。 ② 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。 ③ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	避難住民誘導計画、町立学校避難計画 ----- 町営上下水道施設の運営・保全マニュアル
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、高齢者・障害者・乳幼児等の避難に係る計画、救護班編成計画、応急教育計画 ----- 避難施設管理運営指針 ----- 収容施設消防基準 ----- 避難施設管理運営マニュアル

避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	

← 武力攻撃（予測）事態が認定され、県、町が対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

復旧・復興

イ この期間に予想される状況と留意点

県、町に対する対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 別紙第1「情報計画」を参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関の連携、情報の伝達体制の整備と住民への普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

ア 継続的な情報収集

(ア) 継続的な情報の収集、整理分析により不測の事態に備え、武力攻撃災害等が発生した場合、主動的な対処が行えるよう準備します。

(イ) 警報等について、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

町における国民保護措置の的確な実施と関係機関との国民保護措置の調整のために、平素から関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置に係る施設、設備等の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民の普及啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他の計画及びマニュアル等を作成します。

b 計画の検証、修正等

国民保護訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他の計画等を随時適切に修正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、町内における運送必要量の見積もり、避難住民誘導計画の策定、避難住民誘導體制の整備を図ります。

また、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

エ 避難住民等の救援の準備

町長は、県が行う救援を補助し、又は連携して実施するため、必要な物資の備蓄、体制の整備、資機材の充実などを準備するとともに、救援事務の法定受託について、あらかじめ県などと協議します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備

(ア) 第一報、緊急通報、被災情報等の伝達の準備

(イ) 応急措置の準備

(ウ) 消防活動の準備

(エ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の予防

町内の危険物質等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃

災害の予防、対処準備を実施します。

カ 住民の生活の安定

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携など体制を整備します。

また、上下水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項（対策本部が設置された場合）
総務課	1 国民保護措置の準備の総括 2 国民保護対策本部の体制・資機材等整備 3 町内における国民保護の準備の総合調整 4 国民保護準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経由等の体制整備 6 消火、救急、救助の調査、計画、体制整備、訓練等 7 防災行政無線の整備・管理 8 危険物質等の保安体制整備 9 被災情報の収集・提供体制の整備等 10 特殊標章等の交付準備 11 避難施設・集合施設等の指定・管理・連絡調整 12 国民保護に係る備蓄・訓練等 13 消防団との連絡調整 14 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 15 職員の活動支援、安否、補償等に関する体制整備 16 町有財産・車両等の整備・管理 17 人権擁護体制等の整備、啓発 18 外国人保護体制等の整備 19 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 20 町議会に関すること 21 町役場仮庁舎・現地対策本部の設置場所・資機材等の準備 22 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 23 その他各課の事務に属さないこと
企画情報課	1 国民保護に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等 3 報道機関との連絡調整
税務課	1 町税・諸収入減免制度等の制定、周知
町民生活課	1 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等 2 安否情報の収集・提供体制の整備等 3 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備 4 死体処理、火葬、埋葬の体制整備 5 廃棄物、し尿の処理体制の整備 6 有害物質等の保安体制整備 7 保育園園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 8 保育園園児の応急保育に関する調査、計画、体制整備等
健康福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難・救援体制の整備 2 避難所・集合施設等の開設・運営体制整備等 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関する体制整備 4 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等 5 町内病院の医療・助産、避難に関する計画、体制整備等 6 ボランティアの支援・調整体制の整備 7 赤十字標章等の使用許可申請準備 8 義援金、救援物資の収配体制の整備等

	<ul style="list-style-type: none"> 9 生活必需品の給与・確保体制の整備等 10 住民の健康維持、保健衛生の体制整備 11 入浴施設、トイレ等確保、提供の調査、計画、体制整備 12 食品衛生、食中毒防止等の体制整備 13 生活関連物資等の価格安定体制整備 14 他課に属しない生活支援及び保護
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の調査、計画、手配・体制整備等 2 商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 3 就職支援に係る体制整備等 4 観光施設等との連絡調整
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 1 食品の給与・確保体制の整備等 2 農林水産業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 3 農林道の状況確認・確保・情報提供体制の整備 4 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達体制整備 5 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備 6 家畜の保護に係る連絡体制整備
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）、空港、港湾、漁港などの状況確認・確保・情報提供・除雪等の体制の整備 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与体制整備 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する体制整備等 4 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関する調査、計画、資機材・体制等の整備 5 市街地、河川、海岸、砂防、急傾斜地、治山施設等の状況把握、対策に関する体制整備等 6 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等 7 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等 9 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等 10 建築の制限、緩和等に関する体制整備等 11 被災者住宅再建支援制度等の整備 12 特殊車両の通行許可に要する調査等 13 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備 14 応急公用負担の体制整備等 15 県建設業協会との連絡調整
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水体制の整備等 2 水質検査、対策の体制整備 3 し尿の処理体制の整備
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達に係る制度などの整備
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 児童生徒の応急教育に関する調査、計画、体制整備等 3 町立学校への警報等の伝達体制整備等 4 避難施設の確保、開設、運営に関する調査、計画、体制整備等 5 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等 6 文化財の調査・保護準備
各種委員(会)事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 各課の応援
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対処の計画、体制・資機材整備、訓練など 2 避難住民の誘導の計画、体制・資機材整備、訓練など

(2) 県

機関名	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画、体制等の整備

	2 国民保護措置に係る市町村、消防、自衛隊その他関係機関との連絡調整
	3 警報、避難の指示等の通知、伝達体制の整備
	4 避難住民の誘導支援に関する体制の整備
	5 避難住民等の救援、避難受入体制の整備
	6 武力攻撃災害予防、対処体制の整備
	7 国民生活安定措置の実施準備
	8 国民保護に係る備蓄、訓練等
	9 住民への普及啓発
	10 県内における国民保護措置準備の総合調整及び支援
	11 その他知事の命ずる事項、又は県対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置に関する訓練の実施

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

4 活動要領**(1) 情報**

ア 情報の収集、整理

(ア) 要領

「平常監視体制」をとり、県（防災局）等から寄せられる情報を継続的に収集、整理、分析します。

また、町内の武力攻撃災害の兆候、密航、不審者等の情報が寄せられたときは、速やかに県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、鳥取海上保安署等へ連絡します。

情報収集は、防災当直等により24時間体制で行います。

(イ) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照。

なお、平素の情報収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないように

- 配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないように管理します。
- イ 警報等の迅速確実な伝達の準備
 - 町は、警報等を迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。
 - (ア) 警報等の通知に係る県（防災局）、関係機関との連絡体制、機器等
 - (イ) 警報等の住民への伝達に係る町内の体制（消防団、自主防災組織、自治会等）、機器（サイレン、防災行政無線、集落放送等）
 - ウ 安否情報、被災情報収集等のための準備
 - 町は、町内の安否情報、被災情報について、的確かつ迅速に収集できるよう、消防団、自主防災組織、自治会、関係機関との連絡調整など町内の情報収集体制を整備するとともに、報告すべき事象、報告先などの周知を図ります。
 - エ 通信
 - 町は、平素から通信設備の整備、通信体制の複線化などに努めるとともに、非常通信の実施に備えて非常通信協議会など関係機関との連携を図ります。
 - オ 避難実施要領のパターンの作成
 - 町（総務課）は、県（防災局）、中部消防局、八橋警察署など関係機関と緊密な意見調整を行い、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。
 - この際、季節の別（冬期間の避難方法、季節ごとの観光客数）等について配慮し、複数のパターンを作成します。

(2) 実施体制

- ア 町の国民保護体制の準備
 - 町は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から準備を行います。
 - (ア) 町長（総務課）は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。
 - (イ) 町長（総務課）は、非常参集体制を構築し、あらかじめ職員に周知します。
 - (ウ) 町長（総務課ほか各課）は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。
- イ 対策本部の設置準備
 - (ア) 対策本部の設置準備
 - 町長（総務課）は、必要に応じ速やかに対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。
 - (イ) 対策本部の設置が指定されていない場合の対応
 - 対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「町危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、警戒本部により対応します。
 - a 緊急対応チームの招集、警戒本部の設置
 - 政府が対処基本方針を定め、武力攻撃（予測）事態を認定した場合、町（総務課）は、「琴浦町危機管理対応指針」に基づき、以下のとおり対応します。

状 況	対 応
武力攻撃（予測）事態の対象となる地方が不特定の場合	警戒本部の設置
武力攻撃（予測）事態の対象となる地方が中四国地方又はこれに隣接する地方の場合	
武力攻撃（予測）事態の対象となる地方が中四国地方及びこれに隣接する地方以外の地方の場合	緊急対応チームの招集

- b 初動方針の決定
 - 緊急対応チーム、警戒本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目 的	項 目
-----	-----

認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各課の状況 ・国、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
初動活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の強化 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

(ウ) 対策本部設置の指定要請

町長（総務課）は、対策本部の設置を必要と認めたときは、知事（防災局）に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市町村としての指定の要請を求めます。

ウ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

町内及び町を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備することとされています。

町は、連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。

この際、隣接する市町との、避難、救援等に係る連携協力体制について注意します。

(ア) 連絡窓口の設定

(イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集

(ウ) 広域応援体制の整備

(エ) 避難誘導体制の整備（現地調整所の設置・調整、避難住民のスクリーニング及び残留者の確認を含む）

(オ) 運送体制の整備、運送能力の把握

(カ) 救援体制の整備

(キ) 国民保護訓練の実施

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町長（総務課）は、県及び関係機関と連携し、国民保護に要する物資、資機材等をリストアップ、備蓄、整備するとともに、各種補給品の調達方法、備蓄物資の運用方法等について、必要な協定など体制を整備します。

イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行うこととされています。

町は、県、関係機関・団体と連携し、町内の臨時物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を調査し、整備、調整など必要な準備を行うとともに、炊出し等について協力を要請します。

ウ 各補給品の把握

県は、各補給品の供給可能数量等について以下のとおり把握することとされています。

補給品	把握など
食品	1 県は、県内外の食品供給可能数量を把握することとされています。
燃料	1 県、町は、現存の保管場所と量を把握します。

	2 この際、火災・爆発の危険性に注意します。
復旧資材等	1 県は、応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握することとされています。 2 土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。 3 県建設業協会等との連絡網等を確認します。 4 避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。
日用品、嗜好品	1 県は、県内外の供給可能数量を把握することとされています。
衛生資機材	1 県は、流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握することとされています。
給水	1 県、町（上下水道課）は、給水施設位置及び車両、設備等を把握し、汚染された水源の検知体制を確立します。

町は、県と連携し、町内における各補給品の需給を見積もります。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

運送手段の確保、運用については、県（企画部、商工労働部）が一元的に行うこととされています。このため、県は、平素から運送事業者である指定（地方）公共機関等と連絡調整を行い、運送体制を整備することとされています。

町は、県などと連携し、町内における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じた確かつ迅速に人員・物資運送を実施できるよう準備します。

イ 運送支援施設の整備

県（防災局、農林水産部、県土整備部）は、以下のとおり運送支援施設を整備することとされています。

(ア) 運送網

補給幹線となる道路などの状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）

(イ) その他

運送に要する給油、整備、通信施設等を把握し、避難時における中継、休憩場所等についても事前に調査、確保

町長（総務課、商工観光課、建設課）は、県と連携して、町内の道路、施設等の状況確認及び必要な整備を行います。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施要領のパターンなどの作成

a 運送計画等の作成準備

県（防災局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、運送計画、交通規制計画の概要を作成することとされています。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪計画・体制を整備します。

① 運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

② 道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

- 1 道路状況の把握
- 2 特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討
- 3 鉄道、空港、港湾、漁港の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、港湾、漁港を使用した経路の検討
- 4 冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送計画の概要を作成します。

④ 交通規制計画

道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

町（総務課、建設課）は、あらかじめ町における運送、交通規制及び町内の道路状況（特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等）等を確認します。

b 避難実施要領のパターンの作成

町は、運送計画の概要等を受けて、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。この際、県（防災局）、八橋警察署の支援を受けるとともに、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

(イ) 運送手段に係る連絡調整

県（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応についてあらかじめ協議することとされています。

町は、県等と連携して運送手段の確保、受入れなどに係る連絡体制等を整備します。

(ウ) 高齢者、障害者、乳幼児等の避難

a 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る連絡調整

町長（健康福祉課）は、平素から県（福祉保健部）、消防団、自主防災組織、自治会、高齢者、障害者、乳幼児施設の長など、町内の関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、高齢者、障害者、乳幼児等の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、情報伝達、中部消防局との連携など避難誘導等の所要の体制、必要な資機材などを整備します。

b 高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画の概成

県（福祉保健部）は、平素から高齢者、障害者、乳幼児の避難に関する計画の概要を作成することとされています。

町（健康福祉課）は、県が作成した高齢者、障害者、乳幼児等の避難に関する計画の概要に基づき、平素から高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画を概成します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

県（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などを提供できるよう医療等の提供体制を整備することとされています。

町（健康福祉課）は、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに医療、助産を確保、受入れできるよう体制を準備します。

イ 衛生支援施設

町（健康福祉課）は、県（福祉保健局）、関係機関・団体及び町内の病院との連携により町内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

また、町内病院などにおいて救護班の編成、派遣及び資機材などの準備を行います。

ウ 治療業務

町（健康福祉課）は、速やかな医療の提供を確保するため、県（福祉保健部）と協力して、近隣市町を含めた医療機関（許可病床数等）の把握・連携、治療のために必要な資機材の整備、赤十字標章等の使用許可申請の準備等を行います。

エ 搬送業務

町（健康福祉課）は、県（福祉保健部）、消防団、自主防災組織、中部消防局など関係機関・団体と連携して、町内の入院患者及び施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、武力攻撃等の際の搬送手段の確保、受入れに係る体制等について準備します。

オ 防疫業務

町（健康福祉課）は、県（福祉保健部）と協力し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

- (7) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による迅速な兆候発見
- (ウ) 町内の避難所等における防疫体制
- (エ) 住民に対する防疫（特に個人衛生）の知識、必要性の普及

カ 健康管理業務

- (7) 避難住民の誘導、避難住民等の救援の際の健康管理体制の整備
- (イ) 健康診断その他の衛生業務の実施体制の整備

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

県（防災局）は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに、救援施設に必要な候補施設等を選定することとされています。

町は、県と連携し、町内の集合施設、避難施設、臨時医療施設等として活用可能な施設応急仮設住宅の建設用地等について確認します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握します。

イ 避難施設の指定、管理

(7) 避難施設の指定

県（防災局）は、文書等により施設の管理者の同意を得た上で、避難施設を指定することとされています。

町は、町内の候補となる施設の選定、町有施設の活用など県に協力します。

(イ) 避難施設の周知

町長（総務課、企画情報課）は、県が町内の避難施設を指定、変更した時は、県と協力して住民に周知します。

(ウ) 避難施設の変更の届け出

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて県（防災局）に届け出ることとされています。

町（総務課）は、町内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があった時は、内容を確認の上、県（防災局）へ送付します。

(エ) 避難施設の整備

町長（総務課）は、町が所管する避難施設を整備し、また、町内の避難施設について状況を把握します。

町は、町有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利活用に配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	衛生、被災者のプライバシーの確保

(オ) 資機材の整備

町長（総務課）は、県と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備考
消防設備	鳥取県収容施設消防基準によります。
通信設備	通信事業者である指定（地方）公共機関に要請します。
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料を含みます。
暖房設備	
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品
台帳類	

(カ) 避難施設管理者との事前協議

町長（健康福祉課）は、県（福祉保健部）の作成した避難所管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣、斡旋要請

町長（総務課）は、必要に応じた確かつ迅速に職員の配置変更、派遣、斡旋要請等が実施できるよう、平素から県（総務部）等との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を整備します。

(イ) 課別・職種別人員数等の把握

(ロ) 支援の必要な分野の洗い出し

(ハ) 要請体制、要請内容等の検討

(ニ) 必要な協定の締結等

イ 被災者の捜索、救出

町長（町民生活課）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から中部消防局、八橋警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町長（町民生活課）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から県（生活環境部）、赤碕斎場ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

町長（総務課）は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から、県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

イ 生活関連等施設の安全確保

(ア) 生活関連等施設の把握

知事（防災局ほか各部局）は、県内の生活関連等施設について調査、把握し、市町村等関係機関へ情報を提供することとされています。

町（総務課ほか各担当課）は、町所管の生活関連等施設について県に情報を提供するとともに、町内の生活関連等施設について、把握します。

(イ) 生活関連等施設に係る情報、認識の共有等

知事（防災局）は、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に提供するとともに、県内における関係機関相互の連絡体制の整備に努めることとされています。

町長（総務課）は、県内の連絡体制に参加するとともに、町内における八橋警察署、中部消防局等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

(ウ) 生活関連等施設の管理者への通知等

県は、生活関連等施設の管理者に対し、以下のとおり通知等を行うこととされています。

a 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事、警察本部は、海上保安部長等と協力して、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点（所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めたものその他）を通知することとされています。

b 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点などを踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、監視カメラの設置、巡回の実施など、武力攻撃事態における安全確保措置について定めるよう要請することとされています。

c 生活関連等施設の管理者に対する助言

警察本部等は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢などを勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行うこととされています。

d 生活関連等施設の管理者との連絡網の整備

知事は、生活関連等施設の管理者と県内の国民保護関係機関の連絡網を整備することとされています。

町は、町内の生活関連等施設について通知等の情報を共有し、必要な対策をとります。

(エ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

町（各担当課）は、国の安全確保の留意点などに基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保について、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、関係機関との連携強化などに、平素から努めます。

また、武力攻撃（予測）事態及びその兆候が認められるときなどは、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

町（総務課）は、県など関係機関と連携しつつ、必要な資機材の準備、伝達体制の整備など、武力攻撃原子力災害への対処を準備します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

町（健康福祉課）は、武力攻撃事態等の発生時には、住民生活と関連性が高い物資や役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県（生活環境部）、関係機関との連携を図ります。

(10) 広報、広聴活動

ア 国民保護制度の広報

町長（企画情報課）は、国民保護制度について、町報、CATV、インターネット、住民説明会などにより住民への広報を実施します。

イ 避難方法等の周知

町長（総務課、企画情報課）は、県（防災局、企画部）等と協力し、避難住民の誘導及び避難住民等の救援等について住民に周知し、理解・協力を得られるように努めます。

周知項目	内容
避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの ⑤住民の協力 等

ウ 相談窓口

町長（町民生活課）は、武力攻撃（予測）事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置、情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

5 その他

(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加

計画的に訓練を行い、計画・マニュアル等の検証、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を呼びかけます。

(2) 職員の研修

ア 町（総務課）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 町（総務課）は、その他の一般職員についても防災危機管理について必要な知識の教育に努めます。

(3) 普及啓発

「第7章 その他」の「2 普及啓発」により国民保護措置の概要などについて、住民に対する普及啓発を行います。

(4) 学校教育における普及啓発、児童生徒の保護及び応急教育の準備

ア 学校教育における普及啓発

町（教育委員会）は、児童生徒の安全確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、災害時の対応などの安全教育や自他の生命及び平和と基本的人権を尊重する精神について教育を行います。また、必要な場合には有事における民間人の保護について教育します。

イ 児童生徒の保護の準備

町（教育委員会）は、児童生徒の安全を最優先に、各学校における保護者などとの連絡体制の確保、児童生徒の避難及び避難住民等受入の計画などの準備を行います。

ウ 応急教育の準備

町（教育委員会）は、町立学校の児童生徒、教職員数、施設、立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等における応急教育の計画を策定します。

(5) 文化財の保護

町（教育委員会）は、指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援するとともに、武力攻撃等の際の連絡体制を準備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の整備に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

イ 避難経路の整備

避難経路となる道路等については、計画的かつ着実に整備します。（危険予想箇所の減少を目的とした改良、代替路線の検討など）

(7) 家畜の保護

町は県内で、最も畜産の盛んなところであることから、家畜の保護に当たっては、平素から事態に際して、どのような処置をするのか、県（農林水産部）及び畜産農家等と検討します。

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨	<p>時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。</p> <p>住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	地域防災計画
県	地域防災計画

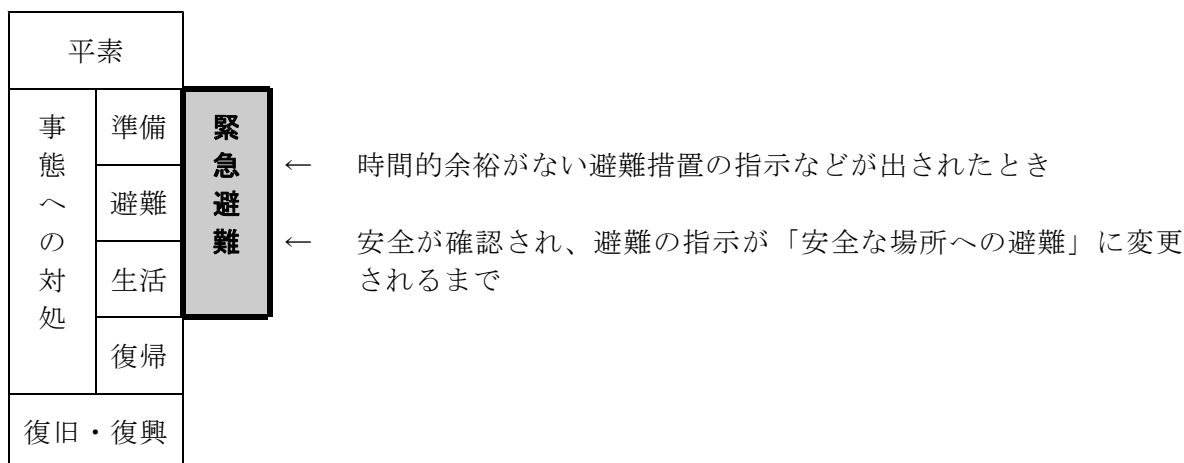
避難タイプとの関連

<p>各避難タイプによる差はありません。</p> <p>共通で、警報・緊急避難の伝達、避難・退避の指示を行います。</p> <p>避難住民の誘導、避難住民等の救援は、他の段階に準じて行います。</p>

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

- (ア) 避難の指示が事態発生の直前になることが予想されます。
- (イ) N B C R（核、生物、化学、放射能）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の種類

ア 攻撃の種類

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
- (ウ) N B C R 攻撃

イ 被害の種類

- (ア) 爆発
- (イ) N B C R 災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人等の殺傷

(3) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

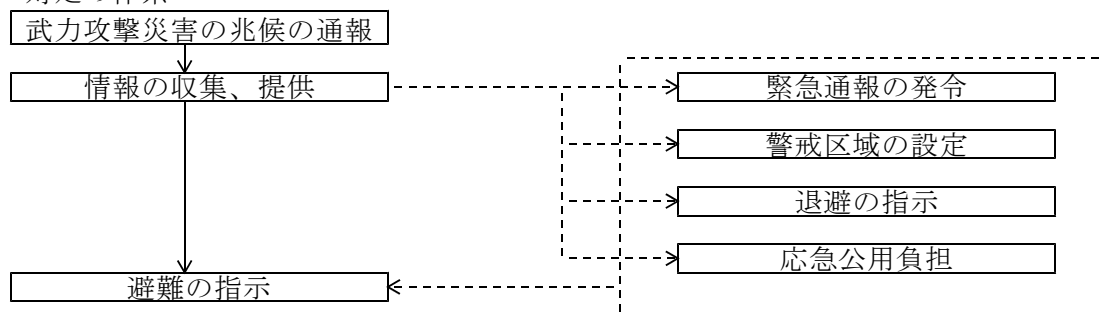
(1) 活動方針

町は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、的確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処方法に留意します。

(2) 実施要領

ア 対処の体系



(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(イ) 情報の収集、提供

(ウ) 緊急通報の発令

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて実施します。

(エ) 退避の指示

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて実施します。

(オ) 警戒区域の設定

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 警戒区域の設定」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

イ 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃事態等については、通常国、県などからの情報収集が中心となりますが、突発的な武力攻撃等については、自然災害と同様現場での情報が重要となることから、市町村（総務課）は、消防団、自治会（屋内避難・退避が指示されているなど安全が確保されない場合を除きます。）及び中部消防局、八橋警察署等と連携して迅速に町内の情報を収集します。

併せて、県（防災局）、県対策本部に設置される防護センター等からの情報入手に努めます。

この際、使用された兵器の特定を重視します。

(イ) 情報の提供

a 住民に対する情報提供

町（企画情報課）は、サイレン、防災行政無線、集落放送、CATV、インターネット、広報車、消防団、自主防災組織、自治会等の協力など、あらゆる手段により、住民に対し、危険の発生と取るべき対処の指針を伝達します。

b 関係機関との情報共有

町（総務課）は、直ちに収集した情報を県（防災局）、中部消防局、八橋警察署などへ連絡し、速やかな情報共有を図ります。

ウ 実施体制の確保

(ア) 対策本部等の設置

町は、直ちに警戒本部を設置し、職員を参集するとともに、県（防災局）を経由して国に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請（法26②）します。

国から当該指定を受けたときは、迅速に対策本部を設置（法27）し、必要な場合は、関係機関・団体等に対する連絡要員の派遣要請、現地対策本部・現地調整所の設置等を実施します。

(イ) 町は、必要な場合は直ちに、八橋警察署に対しスクリーニングの実施、県（防災局）に対し国民保護等派遣の要請などを行うよう求めます。

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 対処要領

a 町等による対処

町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県、八橋警察署、中部消防局その他関係機関・団体等と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施します。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の発生を防止します。 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。 4 その他被害の最小化に資する措置を実施します。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

b 町の能力を超えた場合の対処

町（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、もし県、国等による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できると認められる場合、直ちに県（防災局）に対し、対処を要請します。

県は、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施し、県の能力を超え、またはそのおそれがあると判断するときは、速やかに国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行うこととされています。

c 消防による対処（法97⑦）

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減することとされています。

消防団は、迅速に参集し、町内に武力攻撃災害等が発生した場合、消火、救助活動を開始します。この際、速やかに中部消防局と連絡調整を行い、その所轄下に行動します。

オ 緊急の避難・退避の指示

(7) 状況、原因などが未確定の場合

町（総務課）は、町内で異常な兆候を認めた際、住民に対する危険切迫等の情報を得た際は、速やかに必要な範囲で住民に対し屋内への退避を指示します。

この際、鳥取県漁協、赤碕町漁協、中部森林組合琴浦支所、東伯町農業協同組合、大山乳業農業協同組合、琴浦町観光協会等と連携して、漁業従事者、林業従事者、畜産農家、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

また、消防団は参集、待機など必要な体制をとり、住民の退避の誘導、武力攻撃災害対処の準備等に当たります。

誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の誘導に係る中部消防局との連携に留意するとともに、退避誘導後は、自治会等の協力を得て、退避に遅れた住民が生じることがないように確認します。

(4) グリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	町	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	屋内への一時的避難
	(緊急通報の発令) (退避の指示) 警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
移動の安全確認			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	避難
被害状況の把握			

※ NBCR兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(エ) NBCR攻撃の場合」に準じます。

(ウ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	町	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止
	(緊急通報の発令)		

弾頭種類 被害状況 情報の提供 避難措置の指示 被害状況の把握	(退避の指示)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 堅牢な施設 ・ 地下施設 ・ 室内の目張り
	警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
			情報の入手 ・ テレビ ・ ラジオ
避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	避難	

※ 弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(エ)NBCR攻撃の場合」に準じます。

(エ) NBCR攻撃の場合

国対策本部	県	町	住民	
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・ 堅牢な施設 ・ 地下施設 ・ 室内の目張り	
		(緊急通報の発令) (退避の指示)		
	警戒区域の設定			立入の制限 退去 外出の抑制、制限
弾頭種類 被害状況			個人防護	
情報の提供			情報の入手 ・ テレビ ・ ラジオ	
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	避難	
被害状況の把握				

カ NBCR災害への対処

各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

(7) N(核)攻撃

項目	対 処
要 点	1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮

	3 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意
個人防護	1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 3 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 4 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 5 石けんで全身をくまなく洗う 6 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 7 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	1 テレビ、ラジオなど ※ 電磁パルスによりインターネット、携帯は使用不可
治療	1 専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
町の措置	1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県（防災局）へ報告します。 2 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

(イ) B（生物兵器）攻撃

項目	対 処
要点	1 被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
指標	1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 2 予定されていない、異例の空中噴霧 3 廃棄された噴霧装置
個人防護	1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う 2 皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク） 3 石けんと水で肌を洗う 4 警察、消防に連絡 5 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
避難の指示	1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 2 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内避難	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	1 専門医による治療とワクチン接種 （留意事項） ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）

	・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
町の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 2 感染症法の枠組みに従い、倉吉保健所等と連携して、患者の移送、汚染範囲の把握及び感染源の特定、消毒等の措置を行います。

(ウ) C (化学兵器) 攻撃

項目	対 処
要点	1 被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指標	1 大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている 2 負傷者に一定の症状がある 3 病気が、ある地理上の区域に限定されている 4 動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ。時期でもないのに植物が枯れる 5 気象条件では説明がつかない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ、又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 8 不自然な金属片
個人防護	
避難の指示	1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れる 3 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内避難	1 地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
町の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させます。 2 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。

(エ) R (放射能) 攻撃

項目	対 処
要点	1 爆発、放射能による被害 2 時間 (汚染源にさらされる時間を短く)、距離 (汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽 (避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く) に留意
個人防護	1 至近距離では、布 (できれば水で濡らしたもの) で口と鼻を覆う 2 徒歩で避難 3 石けんで全身をくまなく洗う 4 汚染区域にいた場合は、 ・ 石けんで全身をくまなく洗う ・ 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 6 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備 ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難

示	
屋内避難	<ul style="list-style-type: none"> ※ 汚染区域から離れた場所にいた場合 1 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	<ul style="list-style-type: none"> 1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(オ) 武力攻撃原子力災害

項目	対 処
要点	<ul style="list-style-type: none"> 1 放射能への対応 2 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意
個人防護	<ul style="list-style-type: none"> 1 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 2 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 3 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 4 石けんで全身をくまなく洗う 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	<ul style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	<ul style="list-style-type: none"> 1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
町の措置	1 武力攻撃原子力災害への対処（※）

※ 武力攻撃原子力災害への対処（法105）

① 国が行う武力攻撃原子力災害対処

国対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、以下の事項を公示することとされています。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 応急対策実施区域
武力攻撃原子力災害の発生、拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域 2 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要 3 住民、公私の団体に対し周知させるべき事項 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 県が行う武力攻撃原子力災害対処

県は、応急対策実施区域管轄都道府県知事として、住民の避難その他応急対策が指示されたときは、速やかに以下のとおり所要の応急対策を実施することとされています。

- 1 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施
- 2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- 3 モニタリングの実施
- 4 住民の避難等の措置
- 5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- 6 国への措置命令の要請等
- 7 安定ヨウ素剤の配布
- 8 食料品等による被ばくの防止
- 9 要員の安全の確保

③ 町が行う応急対策（法105⑬で準用する原災特措法26）

町は、以下のとおり応急対策を実施します。

- 1 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関する事項
- 2 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 施設・設備の整備・点検・応急復旧に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 6 緊急運送の確保に関する事項
- 7 食料、飲料水、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- 8 その他武力攻撃原子力災害の発生、拡大の防止を図るための措置に関する事項

④ 町が行う事後対策（法105⑬で準用する原災特措法27）

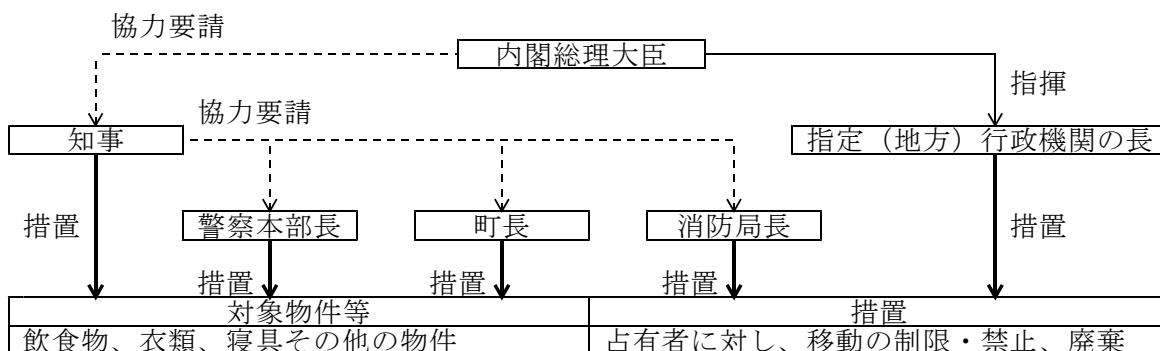
町は、以下のとおり事後対策を実施します。

- 1 応急対策実施区域等における放射性物質の濃度、密度、放射線量に関する調査
- 2 居住者等に対する健康診断、心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- 3 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散状況に関する広報
- 4 その他武力攻撃原子力災害の発生・拡大の防止、復旧を図るための措置に関する事項

キ 汚染の拡大の防止（法107～110）

町長は、汚染（※）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、県（防災局）、八橋警察署、中部消防局その他関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

※汚染＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染



生活の用に供する水	管理者に対し、使用・給水の制限・禁止
死体	移動の制限・禁止
建物	立入の制限・禁止、封鎖
場所	交通の制限・遮断

↓
 必要な場合職員に、他人の土地等に立ち入らせることができる。

ク 住民の救援

県は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行うこととされています。

県、町は安全が確認された後、医療救援を行います。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 町国民保護措置の総括 2 町対策本部の緊急設置・運営 3 町内における緊急避難の総合調整 4 緊急避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 退避の指示等 6 消火、救急、救助等 7 防災行政無線の使用・維持 8 危険物質等の保安対策、対処 9 被災情報の収集・提供等 10 特殊標章等の緊急交付 11 職員の緊急動員・派遣・受入等 12 職員の活動支援、安否等 13 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 14 人権の擁護 15 外国人への情報提供及び緊急避難 16 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 17 町議会に関すること 18 町役場仮庁舎・現地対策本部の緊急設置・移転等 19 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 20 その他各課の事務に属さないこと
企画情報課	1 国民保護に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務課	
町民生活課	1 住民の緊急避難・退避誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 戸籍等の保護、火葬等の許可 4 保育園園児の緊急避難等 5 保育園園児の応急保育 6 死体の処理、埋葬 7 廃棄物、し尿の処理 8 有害物質等の保安対策、対処
健康福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の緊急避難 2 避難所・集合施設等の緊急開設・運営 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供、被害調査・対策等 4 感染症の予防、対策等 5 町内病院の医療、助産、避難 6 ボランティアの流入防止・周知

	<ul style="list-style-type: none"> 7 赤十字標章等の緊急使用許可申請 8 義援金、救援物資の収配等 9 避難住民への生活必需品の給与 10 避難住民の健康維持、保健衛生 11 入浴施設、トイレ等の確保、提供 12 食品衛生、食中毒防止等 13 他課に属しない生活支援及び保護
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急運送の計画、手配、運営等 2 商工業関係の被害調査、対策 3 観光施設等への緊急連絡
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民への食品の給与 2 農林水産業関係の被害調査、対策 3 農林道の緊急状況確認・確保・情報提供 4 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）の緊急状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の緊急手配・供与 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の応急復旧等 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援 12 特殊車両の通行許可 13 市町村営住宅の調査、提供、応急復旧 14 応急公用負担等
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査・応急復旧・水質検査 2 応急給水等
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の救護、緊急避難等 2 児童生徒の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の緊急保護
各種委員(会)事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 各課の応援
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 2 緊急避難の際の避難住民の誘導 3 高齢者、障害者、乳幼児等の緊急避難の補助 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集

(2) 県

機関名	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、関係機関への連絡調整、要請 2 緊急通報の発令 3 緊急避難、退避の指示 4 警戒区域の設定 5 国民保護措置の総合調整 6 武力攻撃への対処

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

(1) 避難準備

別紙第5「避難準備段階の計画」

(2) 避難

別紙第6「避難段階の計画」

(3) 避難生活

別紙第7「避難生活段階の計画」

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨	<p>未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、町が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、町は以下のとおり対処します。</p> <p>① 速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。</p> <p>② 武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。</p> <p>③ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画等

町	地域防災計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、高齢者・障害者・乳幼児等の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

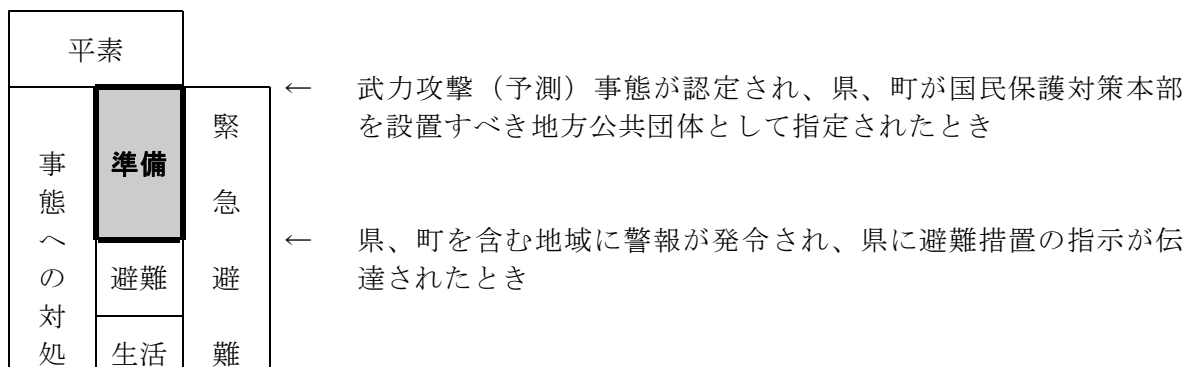
避難タイプとの関連

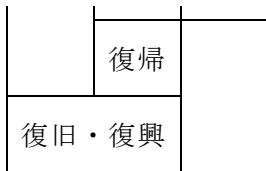
大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整、県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間





イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。

この際、以下の諸点に注意します。

- ① 避難の指示など情報の住民への確実な伝達
- ② 県、関係機関・団体との連携の強化
- ③ 緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

県、関係機関・団体及び消防団、自治会などを通じた町内からの情報収集を強化します。併せて収集した情報についての確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し防災行政無線等を通じ適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

速やかに町の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、避難住民の誘導が実施できるよう、消防団の警戒体制など避難の体制、資機材等について必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

県が救援の指示を受けた際は、速やかに救援を補助又は法定受託できるよう備蓄物資など必要な確認及び準備を完了します。また、必要に応じ県に対し物資の売渡要請等の措置を要請します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

生活関連等施設の安全確保、消防団の警戒体制など武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 琴浦町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 町国民保護措置の総括 2 町国民保護対策本部の設置 3 町内における避難準備の総合調整 4 避難準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経路等の準備 6 消火、救急、救助等の準備 7 防災行政無線の使用・維持に関する事 8 危険物質等の保安対策準備 9 被災情報の収集・提供等準備 10 特殊標章等の交付 11 職員の服務、給与、動員・派遣・受入準備等 12 職員の活動支援、安否等に関する準備 13 市町村有財産・車両等の管理、運用・提供・補修準備等 14 人権の擁護に関する事 15 外国人への情報提供及び避難準備 16 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 17 町議会に関する事 18 町役場仮庁舎・現地対策本部、現地調整所などの設置・移転等に関する事 19 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 20 その他各課の事務に属さない事
企画情報課	1 武力攻撃事態、避難準備等に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務課	
町民生活課	1 避難住民誘導準備 2 安否情報の収集・提供等準備 3 戸籍等の保護、火葬等の許可の準備 4 保育所園児の避難準備等に関する事 5 保育所園児の応急保育の準備 6 死体処理、埋葬の準備 7 廃棄物・し尿処理の準備 8 有害物質等の保安対策準備
健康福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難・救援準備に関する事 2 集合施設の開設・運営及び避難先地域の避難所の開設準備 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供・被害調査・対策等準備 4 感染症の予防、対策等 5 町内病院の医療、助産、避難の準備に関する事 6 ボランティアの流入防止・周知に関する事 7 赤十字標章等の使用許可申請 8 義援金、救援物資の収配準備等 9 避難住民への生活必需品の確保、給与準備 10 避難住民の健康維持、保健衛生の準備 11 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 12 食品衛生、食中毒防止等の準備 13 他課に属しない生活支援及び保護に関する事
商工観光課	1 運送の調査、計画、手配・運営準備等 2 商工業関係の被害調査・対策準備 3 観光施設等の避難準備に係る連絡調整
農林水産課	1 避難住民への食品の確保、給与準備 2 農林水産業関係の被害調査・対策準備 3 農林道の状況確認・確保・情報提供 4 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 5 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備

建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供に関すること 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等に関すること 4 武力攻撃災害の応急復旧等の準備 5 市街地等の状況把握、対策の準備 6 公共土木施設等の状況把握、対策に関する準備等 7 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等の準備 9 土木資機材等の手配準備 10 建築の制限、緩和等の準備 11 特殊車両の通行許可に関すること 12 市町村営住宅の調査・提供・応急復旧準備 13 応急公用負担の準備等
上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水等 2 水質検査の準備
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保、避難準備等に関すること 2 児童生徒の救護、応急教育の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する準備等 5 文化財の保護準備に関すること
各種委員(会)事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課の応援
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導の準備 2 高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助の準備 3 消火及び武力攻撃災害対処の準備 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助の準備

(2) 県

機関名	内容
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護対策本部の設置 2 県内国民保護措置の総合調整 3 県内の避難準備の総括 4 武力攻撃災害対処の総括

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の準備、実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難住民の誘導に関する措置

	(2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
--	---------------------------------------------------------------

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

4 活動要領**(1) 情報**

ア 武力攻撃（予測）事態の認定等の伝達

町長（総務課）は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県、市町村に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

町（総務課ほか各課）は、避難の指示、救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、県（防災局ほか各部局）、関係機関・団体及び消防団、自治会等からあらかじめ必要な情報を収集します。収集した情報は、総務課へ集約します。

この際、隣接する県、市町の情報収集及び連絡調整に注意します。

(イ) 情報分析

町長（総務課ほか各担当課）は、県、関係機関・団体等の情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、町対策本部に地図等の図表を設置します。

(ウ) 情報提供

a 情報提供項目

- | |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 武力攻撃（予測）事態の内容
2 県、町等の活動状況
3 町内及び周辺の被災情報
4 避難準備の呼びかけと注意事項 等 |
|-----------------------------------------------------------------------|

b 情報提供体制

町長（総務課ほか各担当課）は、防災行政無線、消防団、自治会及び集落放送などを通じ、住民、消防団、その他関係機関・団体に対し適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

この際、鳥取県漁協、赤碕町漁協、中部森林組合、琴浦町観光協会等と連携して、漁業従事者、林業従事者、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

(エ) 別紙第1「情報計画」参照

ウ 安否情報

町長（町民生活課）は、消防団、自治会、県（文化観光局）、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、平素から各自治会などの有する情報及び安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

町長（総務課）は、消防団、自治会、県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

町長（総務課・企画情報課）は、防災行政無線、集落放送等の通信機器及び消防団、自治会等を通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保など所要の対策を完了します。

また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事（防災局）から警報の通知、避難の指示を受けた場合、町長（総務課）は、速やかに別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(1) 情報」に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候等の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときは、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制への移行

町は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、原則として通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制、先遣隊の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

町（総務課）は、対策本部を設置すべき町としての指定を受けたときは、直ちに「第6章 国民保護対策本部等、通信」の定めるところにより、対策本部を設置し、その旨を通知します。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保 |
| 2 | 通信システムの起動、資機材の配置等 |
| 3 | 議会報告及び県、指定地方公共機関等への通知 |
| 4 | 現地対策本部、予備対策本部、現地調整所などの設置準備 |

(イ) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃（予測）事態の内容 各課の状況 政府、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況 町内の状況
基本活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 人命の最優先 国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

(ア) 関係機関は、以下のとおり国民保護体制へ移行することとされています。

a 県の国民保護体制への移行

県は、国民保護体制へ移行するとともに県対策本部を設置することとされています。

b 消防の国民保護体制への移行

消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害等の発生に備えることとされています。

また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

c 警察の国民保護体制への移行

警察本部は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えることとされています。

また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、中国管区警察局等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

町は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援、連絡要員の派遣などを求めます。

(イ) 公共的団体との連絡調整

町（総務課ほか各担当課）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(ウ) その他

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に県（防災局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

また、近隣の市町等と緊密に連絡を行い、あらかじめ情報の共有、調整を行います。

この際、隣接する他県市町との避難、救援準備に係る連絡調整に注意します。

特に、県外への避難が予測される場合は、県（防災局）を通じて避難先都道府県との協議（法58①）、情報収集及び連絡調整を行うとともに、避難経路、避難先となることが予測される市町等に対する事前の連絡調整に着手します。

エ 特殊標章等の交付等

(ア) 町職員等への特殊標章等の交付

町（総務課ほか各担当課）は、速やかに以下の者に対し特殊標章、身分証明書を交付します。

a 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者

b 町が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 施設等への特殊標章の表示

町（総務課ほか各担当課）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、町役場、車両等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 町内の補給体制の準備

町（総務課）は、県（防災局ほか各部局）、関係機関・団体と連絡調整の上、町内の補給体制の準備を完了します。

この際、各地区に対する補給について、必要に応じ隣接する市町との連絡調整、要請などを実施します。

(ア) 県による補給支援の準備

- a 県対策本部は、補給支援センターを開設することとされています。
- b 補給支援センターは、補給支援組織（緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線）の確認、準備を行うこととされています。
- c 補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備（開設、改修、補充等）を行うこととされています。
- d 併せて県は、町、関係機関・団体との連絡調整の強化など、県内の補給支援体制を準備することとされています。

(イ) 町内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

町（総務課、商工観光課、建設課）は、町内の集合施設、中継、休憩場所、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、炊出し等について協力を要請するなど、補給支援の準備（開設、改修、補充など）を行います。

b 補給組織の準備

町は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ町職員、消防団、自主防災組織、自治会などからなる町内の補給組織を準備します。

イ 補給必要量、補給能力の見積もり

(ア) 補給必要量の見積もり

町（総務課）は、地区別住民数等から想定される避難住民数等をもとに補給必要量の見積りを作成します。

この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積もり

町（総務課ほか各担当課）は、県（防災局ほか各部局）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、県、各関係機関・団体の補給可能量等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

ウ 当面必要な補給品の取得など

(ア) 補給品の取得

町（総務課ほか各担当課）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得し、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、高齢者、障害者、乳幼児等に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

町長（総務課ほか各課）は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに県（防災局ほか各部局）等へ支援を要請します。

また、必要に応じて県（防災局ほか各部局）に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

県は、避難の指示等の際、的確かつ迅速に運送が実施できるよう、運送の準備を行うこととされています。

町は、町内の運送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。

この際、高齢者、障害者、乳幼児等に係る運送の準備に特に注意します。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団、自治会等を通じた町内の状況確認及び運送量の見積もり 2 県（企画部、商工労働部）、関係機関・団体との連絡調整の強化 3 運送手段の確保、手配 4 消防団の警戒体制、自主防災組織・自治会との連絡調整など運送体制の準備 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イ 町内の運送支援施設の準備

町（総務課、建設課）は、県（防災局、県土整備部）、関係機関・団体と連絡調整の上、町内の運送支援施設の準備を完了します。

(7) 道路状況の確認

町（建設課）は、町内の道路状況を確認し、県（県土整備部）へ報告します。

また、県（県土整備部）から県内の道路情報を収集するとともに、隣接する他県市町と道路情報を共有します。

この際、各地区の避難のため必要な道路については、特に緊密な連携に注意します。

(4) 運送網の準備

県は、国対策本部長が定める「道路の利用指針」（特定公共施設利用法12）に沿って、侵害排除のための活動を行う自衛隊の進路と避難経路を調整し、道路使用計画（案）を作成することとされています。

町（総務課、建設課）は、運送網となる路線等について必要な準備（確認、応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を行います。

この際、各地区の避難のため必要な道路については特に迅速、確実に確保するとともに、必要に応じ隣接市町などに確保を要請します。

ウ 運送業務

(7) 運送手段の状況確認・準備

町（商工観光課）は、県（防災局、企画部、商工労働部）、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

(4) 運送手段の要請準備

町（商工観光課）は、町内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積もるとともに、県（企画部、商工労働部）と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

(7) 運送割当計画（案）、運送計画（案）の作成

町（商工観光課）は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び県（防災局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）が作成した県運送割当計画（案）、県運送計画（案）により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、町内の運送割当計画（案）、町運送計画（案）を作成します。

エ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難準備

(7) 状況確認・準備

町（健康福祉課）は、県（福祉保健部）、自治会、高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備（体制の確認、整備、補充など）を実施します。

a 在宅の高齢者、障害者、乳幼児等

町（総務課、健康福祉課）は、自治会等を通じ各地区の高齢者、障害者、乳幼児等者の状況を確認し、消防団、自主防災組織、自治会及び防災行政無線、集落放送などを通じて避難準備を呼びかけます。

b 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設

町（健康福祉課）は、町内の高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の管理者を通じて各施設の状況を確認するとともに、避難準備を呼びかけます。

(4) 町高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画（案）の作成など

町（健康福祉課）は、高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画（案）を作成し、地区、施設ごとの避難について決定、手配するとともに、必要に応じ県（福祉保健部）、関係機

関・団体に対し支援の要請を行います。

また、同計画（案）に基づき、消防団の警戒体制、自主防災組織、自治会、中部消防局との連携など町内の体制及び担架などの資機材を準備します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町（健康福祉課）は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、衛生を確保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

この際、感染症等の予防、対処準備に注意するとともに、町内の病院について、避難、医療の提供などの準備を行います。

イ 衛生支援組織

県（福祉保健部）は、臨時医療施設の設置、医療用資機材、医薬品等の手配などを行うとともに、救護班の派遣、医療機関などにおける受入準備等の要請準備を行うこととされています。

町（健康福祉担当課）は、町内の衛生支援組織の確認、支援、町内の病院における救護班の編成、派遣準備などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

ウ 治療業務

(ア) 状況確認・準備

県（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施することとされています。

町（健康福祉課）は、町内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町（健康福祉課）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに県（福祉保健部）、中部消防局、八橋警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処します。

なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに県（福祉保健部）へ連絡し、支援を要請します。

- 1 被害状況を確認し、県（福祉保健部）、中部消防局、八橋警察署等と情報を共有します。
- 2 県（福祉保健部）に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を要請します。

エ 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

県（福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施することとされています。

町（総務課、健康福祉課）は、以下のとおり町内の搬送の準備を完了します。

- 1 県（防災局、福祉保健部）、中部消防局、八橋警察署、臨時医療施設、医療機関、町社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認
- 2 搬送準備の実施（町有車両、担架など資機材の確認及び整備・補充、消防団、自主防災組織など要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など）

(イ) 武力攻撃災害発生時の対処

町（総務課、健康福祉課）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

- 1 被害状況を確認し、県（防災局、福祉保健部）、中部消防局、八橋警察署等と情報を共有します。
- 2 県（防災局、福祉保健部）等に対し、以下のとおり要請します。
 - ① 救急車の集中運用による搬送と増援
 - ② 県・町有車両などによる搬送と警察車両による誘導
 - ③ 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り
 - ④ 特殊車両や航空機等による搬送
 - ⑤ 緊急消防援助隊の要請・受入
 - ⑥ 不足する人員、資機材等の支援要請
- ※ 県、中部消防、八橋警察署等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を通報します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、以下のとおり防疫業務を行うこととされています。

- 1 予防
 - (1) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
 - (2) 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底
- 2 感染症等が発生した場合の対処
 - (1) 直ちに病原体検索、消毒、隔離、診療などを実施
 - (2) 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請

町（企画情報課、健康福祉課、上下水道課）は、県（福祉保健部、倉吉保健所）、県中部医師会など関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住民へ周知するとともに、町内で感染症等が発生した場合には、直ちに県（福祉保健部）へ連絡します。

また、浄水場等の水質検査、監視を強化します。

カ 健康管理業務

町（健康福祉課）は、県（福祉保健部、生活環境部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の町内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 廃棄物・し尿の処理

(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備

町（町民生活課・上下水道課）は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際速やかに廃棄物・し尿を処理し得る体制を準備、継続します。

- 1 県（生活環境部）、中部ふるさと広域連合、廃棄物・し尿処理事業者、その他関係機関・団体との連絡調整、協力要請
- 2 廃棄物・し尿収集車、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材、燃料等の整備、補充、手配、支援要請など

(イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等

避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。

- 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知
- 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供
- 3 廃棄物・し尿の収集
- 4 中部ふるさと広域連合に対する廃棄物・し尿の処理要請

(ウ) 廃棄物処理の特例（法124）

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町（健康福祉課、建設課）は、避難の際速やかに必要な集合施設、避難所、臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、県（福祉保健部、県土整備部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 集合施設、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認 |
| 2 | 集合施設の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備 |
| 3 | 必要な土地の使用の同意 |
| 4 | 町有施設の転用準備 |
| 5 | 町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの設置準備 |

イ 必要量、供給可能量の見積もりなど

(ア) 集合施設、避難所、臨時医療施設

a 必要量

町（総務課）は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃（予測）事態の状況、予想される避難住民数の情報を早期に入手し、集合施設等の必要量を地区別に見積もります。

b 供給可能量

町（総務課）は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、町営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに地区別に見積もります。

(イ) 公共施設

町（総務課）は、必要に応じ町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設（地区公民館など）の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ 建設

(ア) 集合施設など

a 集合施設

町（総務課）は、あらかじめ指定している集合施設の管理者、消防団、自主防災組織、自治会などに集合施設の開設、住民の受入準備（備品、台帳類の整備など）を指示します。

また、必要に応じて集合施設に職員、消防団員などを派遣し、受入準備を実施します。

b 避難所、臨時医療施設

県（防災局ほか各部局）は、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備することとされています。

町（総務課、健康福祉課、建設課）は、県（防災局、福祉保健部、県土整備部）などと連絡調整の上、以下のとおり町内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

- | | |
|---|----------------------------------------------|
| 1 | あらかじめ指定された避難施設等
町内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。 |
| 2 | 応急仮設住宅等 |

- 建設予定地の使用可能状況を確認します。
 (応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます)
- 3 町営住宅等
 町営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。
- 4 町所管施設
 町所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備します。

(イ) 公共施設

町(総務課)は、必要に応じ速やかに現地対策本部、現地調整所などを設置できるよう、町内の候補施設(地区公民館等)の確認、発注の準備等を行います。

エ 土地利用

(ア) 集合施設など

県(県土整備部ほか各部局)は、以下のとおり土地利用の準備を行うこととされています。

町(建設課ほか各担当課)は、以下のとおり町内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

県の土地利用の準備	町の業務
1 建設候補地の状況確認	町内の建設候補地を確認します。
2 建設用地の事前確保、使用許可	必要に応じ県(県土整備部)に対し土地使用の手続きを要請します。
3 公有地等の転用	一般売却等は停止します。
4 建設用地における応急仮設住宅等の建設準備	
5 賃貸借等の契約準備	
6 関係機関・団体等への連絡、協力準備要請、支援要請	

(イ) 公共施設

町(建設課)は、町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの候補施設のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣要請など

(ア) 職員の配置変更

町(総務課)は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各課から要請があった場合、速やかに調整、対処します。

※ 課内の職員の配置変更については課長が、分庁内の配置変更については分庁管理課長がそれぞれ調整、対処します。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

町(総務課)は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要

請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、県（総務部）との連絡調整、派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

※ 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

(ウ) 職員の派遣の準備

町（総務課）は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

イ 被災者の捜索、救出

(ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

町（町民生活課）は、八橋警察署、中部消防局、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに八橋警察署、中部消防局、消防団などと連絡調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の処理

(ア) 埋葬、火葬等体制の準備

町（町民生活課）は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、継続します。

a 県（生活環境部）、赤碓斎場、葬祭事業者、その他関係機関・団体との連絡調整

b 町内の遺体安置施設の開設準備（公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など）及び町営墓地等の準備

c 不足が見込まれる施設、資機材（柩、ドライアイス等）、燃料等の補充、支援要請、手配など

(イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。

a 遺体安置施設の開設及び八橋警察署、中部消防局など関係機関等への周知

b 被災情報の収集及び関係機関等への提供

c 火葬、埋葬の許可

厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

d 赤碓斎場に対する火葬要請

厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

e 市町村営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請

厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

町（総務課）は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり準備します。

(ア) 県（防災局）、中部消防局、八橋警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連絡

(イ) 消防団の警戒体制など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備

(ウ) 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備

(エ) 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備

イ 生活関連等施設の安全確保（法102）

(ア) 町内の生活関連等施設の安全確保

知事、県公安委員会などは、以下のとおり生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずることとされています。

措置	措置者	場 合	内 容
安全確保のため必要な措置の要請	知事	・特に必要であると認めるとき（※）	・県公安委員会、海上保安部長等の意見を聴いて生活関連等施設の管理者に対し、安全確保のための警備の強化、施設の改善等を要請
		・必要な場合（※）	・県公安委員会、海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請
	生活関連等施設の管理者	・必要な場合	・警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求める
立入制限区域の設定	県公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要があると認めるとき	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を公示
	警察官、海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる
国対策本部長に対する総合調整の要請	県対策本部長	・大規模、特殊な武力攻撃災害が発生したとき	・消防庁を通じ、国対策本部長に対して、必要な措置に係る総合調整を要請する（隣接他県の区域における立入制限区域の指定等）

（※）ダム、危険物質等取扱所等は速やかに要請、発電所、駅、空港等は危険が切迫している場合速やかに要請

町長は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への協力及び必要な措置の要請等により町内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

(イ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

a 職員の派遣など

町（総務課）は、町管理の生活関連等施設について、職員、消防団員等の派遣、施錠の強化、警備施設の設置などの安全確保を実施します。

b 巡回などの要請

町（総務課）は、町管理の生活関連等施設について、必要な場合は八橋警察署、中部消防局、境海上保安部、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止の措置（法103）

県（防災局ほか各部局）は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するとき、以下の措置を行うこととされています。

- 1 危険物質等取扱所の警備の強化
危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。
- 2 危険物質等の取扱者に対する措置命令
緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、別表に掲げる措置を講ずべきことを命じます。

町は、町内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当たるとともに、必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

【別表：危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

危険物質等の種類	措置			要請権者
	取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄物又は所在場所の変更	
危険物 (消防法)	○ 12③	●	●	知事
毒物、劇物 (毒劇法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚労相 (販売業者、特定毒物研究者、 業務上取扱者) 厚労相、知事
火薬類 (火取法)	○ 45	○ 45	○ 45	(販売、貯蔵(火薬庫設置)、 廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会
高圧ガス (高圧法)	○ 39	○ 39	○ 39	消防局長
核燃料物質等 (原子力基本法)	○ 法106	○ 法106	○ 法106	対象により、文科相、経産相、 国交相
核原料物質 (原子力基本法)	●	●	●	対象により、文科相、経産相
放射性同位元素	○ 33	○ 33	○ 33	文科相
毒薬、劇薬 (薬事法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚労相 (薬局が所持するもの) 厚労相、知事 (専ら動物目的のもの) 農水相
高圧ガス (電気事業法)	●	●	●	経産相
生物剤、毒素 (細菌兵器禁止法)	●	●	●	主務相
毒性物質 (化学兵器禁止法)	●	●	●	経産相

●＝令29による措置、○＝個別規制法により措置可能なもの

エ 石油類等危険物保管施設の応急措置

県(防災局)は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じて以下に掲げる措置を講ずるよう指導することとされています。

- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検

- と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

町（総務課）は、町内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県に指導を行うよう要請します。

オ 火薬類保管施設の応急措置

火薬類保管施設については、県、指定地方行政機関が以下のとおり対応することとされています。

機関名	対 応 措 置
県 (防災局)	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国経済 産業局	火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行います。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国四国 産業保安 監督部	作業現場に未使用の状態での滞留中の火薬類は緊急の場合、自主保安管理体制のもとに直ちに担当の保安係員に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに直ちに実情を把握し、適切な指示、命令等を行います。

町（総務課）は、町内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県などに対し対応措置をとるよう求めます。

カ 高圧ガス保管施設の応急措置

(ア) 町の対応措置

町（総務課）は、町内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

- 1 住民に対する退避の指示
- 2 避難住民の誘導
- 3 避難所の開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

(イ) 県、関係機関の対応措置

県、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対 応 措 置
高圧ガ	1 施設警備の強化などにより、ガス漏れ等の予防に努めます。

事業所	2 ガス漏れなどが発生した場合、直ちに災害の拡大防止、被害の軽減及び関係機関への速やかな情報提供に努めます。
県（防災局）	1 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制 武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。 2 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制 武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大する恐れがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施します。
八橋警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難路の確保及び避難住民の誘導を行います。
中部消防局	1 ガスの拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めます。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めます。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施するよう努めます。
中国経済産業局	1 正確な情報把握のため、県及び関係機関と密接な情報連絡を行います。 2 武力攻撃災害等の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止します。

町（総務課）は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の実施について要請を行います。

キ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(ア) 町の応急措置

町（教育委員会）は、町立学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- a 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- b 出火防止及び初期消火活動
- c 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- d 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
- e 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- f 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- g 避難場所及び避難方法

(イ) 県、関係機関の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり応急措置を実施することとされています。

機関名	対応措置
県（生活環境部）	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。

県（総務部・教育委員会）	市町村の教育委員会に同じ。
中部消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施します。

町（総務課）は、応急措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置について要請します。

ク 放射線使用施設の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対 応 措 置
中部消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 2 災害応急活動を実施します。
県（生活環境部）	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。
県（商工労働部）	産業技術センターにおいては、職員による非常動員体制をとり施設内のR I 等の露出、流出に伴う緊急措置に関し待機するとともに、出火に際しては、初期消火に努め、また、立入禁止区域を設定します。 なお、関係機関から応急対策について緊急の要請がある場合は、技術的援助を行います。
放射線同位元素使用者等	武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告します。
文部科学大臣	必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

町（総務課）は、町内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じ対応措置について要請します。

ケ 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走時対策については、県、警察、消防が以下のとおり対応措置を実施することとされています。

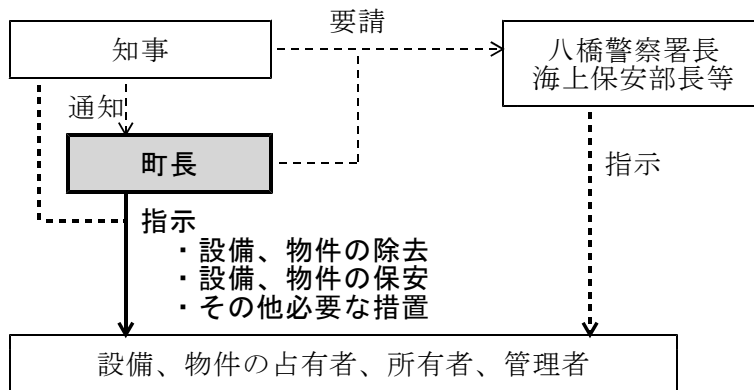
機関名	対 応 措 置
県（生活環	1 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等

境部)	2	情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
県（生活環境部・農林水産部）	1 2	動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置
警察本部	1	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警職法）
中部消防局	1	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

町（総務課）は、町内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちにこれらの機関に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じ周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

コ 事前措置（法111）

町（総務課ほか各担当課）は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

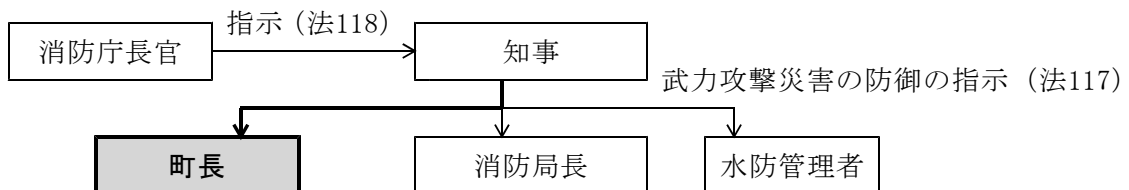


サ 知事の防御の指示（法117①）

知事（防災局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。

町（総務課）は、防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下のとおり応援等を行います。

- 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止する
- 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧する



シ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3 「緊急避難段階の計

画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事（防災局）から緊急通報の通知を受けた場合、市町村（総務課）は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

町（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

町（総務課ほか各担当課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

町（総務課ほか各担当課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定します。

(ウ) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

県（防災局）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施することとされています。

町（総務課）は、県（防災局）に対し町内の状況を連絡し、必要と認めるときは速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、県内消防応援隊の町内への受入れ、町内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町（町民生活課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、県（生活環境部）に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 町（上下水道課）は、町が管理する上下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。

(イ) 町（建設課）は、県、中国電力鳥取営業所、NTT西日本鳥取支店、県LPガス協会などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、

町（総務課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」により、八橋警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。

エ 住民への周知

町（総務課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、不要不急の買占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 町広報の実施

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町長（企画情報課）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃（予測）事態の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、市町村などの対応状況 2 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷静な対応の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」の求め (4) 住民からの有事に係る重要な情報（武力攻撃災害の兆候、密航、不審者等）について、町（総務課）に連絡するよう求め 3 避難準備の指示 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難に備えて、最寄りの集合施設等を確認すること (2) 避難に備えて、貴重品など持ち出し品を用意すること（手荷物の制限を含む） (3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、県などで用意すること (2) 避難の状況、計画 (3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防、密航、不審者への注意 (3) 旅行の自粛 (4) 児童生徒の登下校に対する安全確保 (5) 交通機関の運行状況の把握 (6) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策 (7) ボランティア等の流入防止 (8) 家畜の適正な保護に関する情報
	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時町報、回覧などにより広報を行います。 2 観光施設等において、場内放送、掲示等により観光客等への広報を行います。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないよう、十分に注意します。 3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県、市町村及び放送機関において随時必要な対応及び住民への広報、通報を行います。

(イ) 広報への協力要請

県対策本部は、広報センターを設置し、以下のとおり広報を一元化、強化することとされており、また、関係機関は以下のとおり広報を行うこととされています。

機関	内 容
県（企画部）	県広報の実施及び広報への協力要請 1 県政TV、県政ラジオ、インターネット等による住民への広報 2 放送事業者である指定地方公共機関への広報協力要請 3 運送事業者である指定（地方）公共機関への広報協力要請 4 その他指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、公共的団体等への広報 協力要請
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設等	市町村立などの観光施設等と同じ

町（企画情報課）は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとともに、広く住民に対する広報が必要な項目については、関係機関に対し広報への協力を要請します。

(ウ) 障害者、外国人などへの広報

町は、障害者、外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

a 障害者

町（健康福祉課）は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県（福祉保健部）、障害者団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、自治会、障害者団体などの協力を得て実施します。

b 外国人

町（総務課）は、外国人への広報について、県（文化観光局）、国際交流団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得て実施します。

イ 広聴

町（企画情報課）は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、町役場などに相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 町立学校の避難の準備

町（教育委員会）は、町立学校の状況確認、県（教育委員会）との連絡調整などを行うとともに、町立学校の避難に備え以下のとおり町立学校に指示します。

- 1 学校行事、会議、出張等の中止
- 2 学校、児童生徒の状況確認と町（教育委員会）への報告
- 3 児童生徒への事前連絡と指導
- 4 武力攻撃発生時の対処の確認、周知
- 5 町（教育委員会）、八橋警察署、中部消防局及び保護者等への連絡網の確認
- 6 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 町立学校の応急教育の準備

町（教育委員会）は、児童生徒の救援・受入れに備え、各町立学校の人員、施設などの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

(2) 応急保育

町（町民生活課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育園の避難の準備及び応急保育の準備を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育委員会）は、町指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば所在場所の変更などの保護措置を講じます。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の保護について、連絡調整、支援を行います。

(4) 特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

町（総務課）は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付するとともに、町役場、町有車両など国民保護措置のために使用される場所・施設等に旗、ステッカーなどにより特殊標章を表示します。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者2 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

イ 赤十字標章等

町（健康福祉課）は、町内病院等で医療に従事する要員や町内の医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について、県（福祉保健部）に申請します。

(5) ボランティア等の流入防止

町（健康福祉課、企画情報課）は、町が対策本部を設置すべき地方公共団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。

別紙第5

避難段階の計画

要旨	町は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行います。
----	------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	避難実施要領
	避難実施計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、高齢者・障害者・乳幼児等の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画
	避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関連

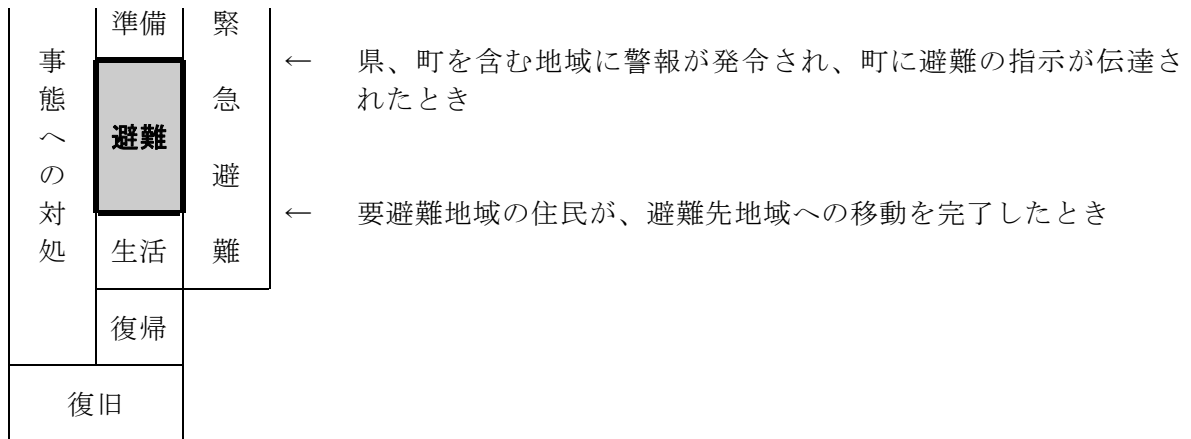
大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は非常に多数で、避難も長距離、長時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は多数で、避難も中距離、中時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は少数で、避難も短距離、短時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素	
----	--



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

また、避難住民等の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難の指示を受け次第、直ちに避難実施要領を定め、迅速に避難の指示を住民に伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力及び関係機関との緊密な連携の下必要な職員・装備等を最大限活用して的確かつ迅速な避難住民の誘導を行います。

その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難に配慮します。

また、避難完了の確認を確実に行うとともに、避難中の町内の警戒措置、安全管理については、警察、自衛隊の部隊等と調整します。

(2) 実施要領

ア 警報、避難の指示の的確かつ迅速な伝達及び情報収集

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

町は、全町を挙げて避難住民の誘導体制をとるとともに、対策本部により総合調整を行います。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

町（総務課）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、八橋警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

避難実施要領を定めたときは、できる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、知事（防災局）、消防団長、八橋警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊鳥取地方連絡部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

町は、消防団、自主防災組織等の協力の下、県、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。

避難住民の誘導はできる限り自治会等又は事業所等を単位として実施します。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

町は、避難経路における食品、飲料水、医療を提供するとともに必要に応じ避難経路に当たる他の市町村へ応援を要請します。

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

オ 避難完了の確認

町は、消防団、自主防災組織、自治会、施設管理者等の協力を得て、避難住民の誘導時に避難住民を把握するとともに、随時要避難地域、施設の避難状況を確認の上、避難完了を確認、避難完了確認票の貼付を行います。

また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の町内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

カ 受援の準備

町は、避難先市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制及び及び避難住民等の受援体制を準備します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路及び生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 国民保護措置の総括に関すること 2 対策本部の運営に関すること 3 避難の総合調整に関すること 4 避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整に関すること 5 警報の伝達、避難の指示の経由に関すること 6 消火、救急、救助等に関すること 7 防災行政無線の使用・維持に関すること 8 危険物質等の保安対策、対処に関すること 9 被災情報の収集、提供等に関すること 10 特殊標章等の交付に関すること 11 消防団の指揮・運用に関すること 12 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等に関すること 13 職員の活動支援、安否等に関すること 14 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等に関すること 15 人権の擁護に関すること 16 外国人への情報提供及び避難に関すること 17 自治会・自主防災組織との連絡調整・支援に関すること 18 町議会に関すること 19 町役場・仮庁舎・現地対策本部・現地調整所の設置、移転等に関すること
広報担当課	1 警報、避難の指示等に係る広報・広聴に関すること 2 写真等による情報の記録・収集等に関すること

町民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に関する事 2 安否情報の収集・提供等に関する事 3 戸籍等の保護に関する事 4 保育所園児の避難等に関する事 3 トイレ等の確保、提供に関する事 4 死体の回収、搬送に関する事 5 有害物質等の保安対策、対処に関する事
健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に関する事 2 集合施設の運営及び避難先地域の避難所の開設に関する事 3 避難住民等に対する医療、助産の提供に関する事 4 感染症の予防、対策等に関する避難先地域との連絡調整に関する事 5 町内病院の医療、助産、避難に関する事 6 ボランティアの流入防止・周知に関する事 7 赤十字標章等の使用許可申請に関する事 8 避難住民等への生活必需品の給与に関する事 9 避難住民等の健康維持、保健衛生に関する事
商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送の手配、運営に関する事 2 観光施設等の避難に係る連絡調整に関する事
農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への食品の給与に関する事 2 応急復旧資材等の調達に関する事 3 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等に関する事 4 農林道の状況確認・確保・情報提供に関する事
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供に関する事 2 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等に関する事 3 武力攻撃災害の応急復旧等に関する事 4 公共土木施設等の状況把握、対策に関する事 5 避難に係る土地の使用等に関する事 6 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する事 7 応急公用負担等に関する事
上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への飲料水の供給に関する事 2 避難の間の水質検査
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達に関する事
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難等に関する事 2 避難所の確保、開設、運営に対する協力に関する避難先地域との連絡調整に関する事 3 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する事 4 文化財の保護・移転に関する事
各種委員（会）事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課の応援に関する事
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導 2 不在者確認 3 交通規制・整理誘導 4 被災者の搜索、救出

(2) 県

機関名	内容
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部の設置 2 警報の通知、避難の指示 3 県内の国民保護措置の総合調整 4 県内の避難の総括

	5 県外避難時の調整 6 武力攻撃災害対処の総括 7 救援の準備
--	----------------------------------------

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領**(1) 情報**

町は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達・通知します。
また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集、分析、提供します。

ア 警報、避難の指示等**(7) 警報**

町（総務課、企画情報課ほか各課）は、県（防災局）から警報の通知（法46）を受信、確認したときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、順位）に従いその内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会など）へ伝達します。この際、必要に応じ八橋警察署と協力します。（法47、54④）

また、鳥取県漁協、赤碕町漁協、中部森林組合、東伯町農業協同組合、大山乳業農業協同組合、琴浦町観光協会等と連携して、漁業従事者、林業従事者、畜産農家、観光客等へ

の迅速かつ確実な伝達に努めます。

併せて、他の執行機関その他の関係機関（公私の団体以外の法人で活動範囲が町の区域内に限られる機関）に通知します。（法47①）

警報	内容	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に発生したと認められる避難 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	要領	1 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合 原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。 2 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により周知を図ります。
	伝達手段	1 サイレン、防災行政無線、集落放送、CATV、広報車、消防団や自主防災組織による伝達など、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。 2 あらかじめ避難実施計画で、地区ごとの伝達体制、伝達方法等を定めるものとします。 3 必要に応じ八橋警察署に協力を要請し、迅速かつ的確に住民等へ警報を伝達します。
	留意事項	1 町（総務課、健康福祉課）は、県（文化観光局部、福祉保健部）と連携し、高齢者、障害者、外国人等への伝達に特に配慮します。

(イ) 避難措置の指示

町は、県（防災局）から避難措置の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。

また、避難実施要領のパターンをもとに避難実施要領の概要を策定します。

避難措置の指示	内容	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	----	---------------------------------------------------------------------------

(ロ) 避難の指示

町は、県（防災局）から避難の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。

また、県、八橋警察署等関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を完成します。

避難の指示	内容	1 近接避難地域（※）を含む要避難地域 2 受入地域 具体的な避難先市町村及び受入避難住民数 3 具体的な避難の経路 「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく 4 避難のための交通手段 5 具体的な避難の段取り いつ、どのように住民を避難させるか ※ 要避難地域の拡大設定 県は、地理的特性などに鑑みて必要と判断した場合は、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。
-------	----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

鳥取県知事
○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

- ・ 運送手段及び避難経路
- 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
- 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

- ・ 運送手段及び避難経路
- 徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。
- ・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
- ・ 武力攻撃事態の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(エ) 避難実施要領

町（総務課、企画課ほか各課）は、避難実施要領を定めた場合、警報に準じて伝達するほか、他の執行機関、県（防災局）、消防団、八橋警察署、境海上保安部、自衛隊鳥取地方連絡部、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

避難の指示	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難先市町村、避難所 2 避難方法 3 直通運送、中継運送、折り返し運送等 3 避難経路 集合施設から避難先までの間 4 避難の交通手段 各地域から集合施設まで、集合施設から避難先までの間 5 集合施設への集合要領 地域ごとの集合施設、集合時間、集合施設までの経路・手段等 6 高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法 7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法 8 避難住民の確認方法 9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領 10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供 11 避難における諸注意事項 12 県への応援要請内容、県の支援内容 13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要 ※ 1～4は、県が指示又は調整
-------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）

琴浦町長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

琴浦町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 琴浦町のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：琴浦町A1地区の住民は、琴浦町立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。

鉄道の場合：琴浦町A1地区の住民は、西日本旅客鉄道山陰本線AA駅前広場に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの列車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び琴浦町職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1中学校体育館に避難する。

船舶の場合：琴浦町A1地区の住民は、琴浦町A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。

その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) 琴浦町のA2地区の住民は、B市のB2地区にあるB市立B2小学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、琴浦町職員、消防団員の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 琴浦町対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

琴浦町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかけ、避難完了確認票を貼付する。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、琴浦町職員、消防団員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

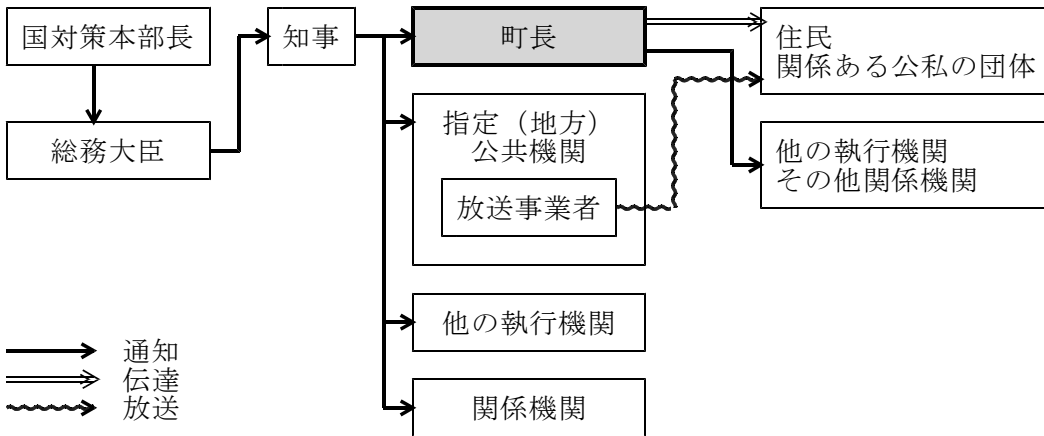
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

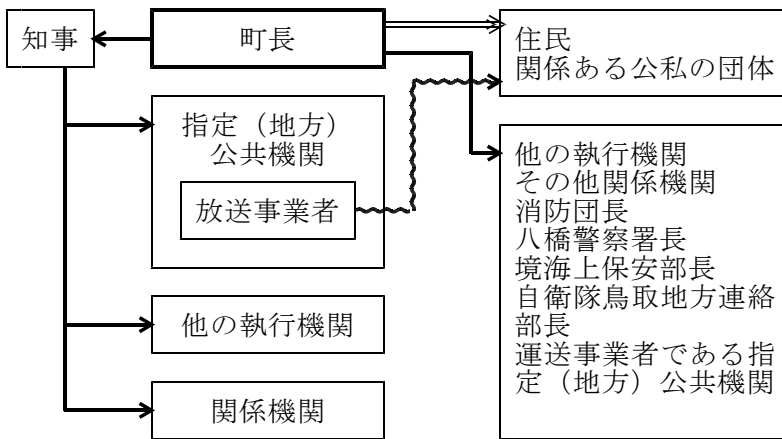
琴浦町総務課
電 話 0858-52-2111
ファクシミリ 0858-49-0000

・・・以下略・・・

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



【避難実施要領の通知・伝達系統図】



イ 情報収集、分析、提供

(7) 情報収集

町（総務課ほか各課）は、県、関係機関・団体などから、避難実施要領の決定、避難住民の誘導等に必要なる情報を収集し、対策本部へ集約します。

また、消防団、自治会などを通じて町内の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体の活動状況等についての的確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については、別紙第1「情報計画」参照

情報項目	情報内容
避難の経路、手段、方法に関する事項	1 県が示した避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、高齢者、障害者、乳幼児等の状況 3 気象 4 避難先市町村の体制、収容可能状況（要援護者を含む） 5 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の使用状況 6 交通規制状況
避難住民の誘導に関する事項	1 町の体制、消防団の体制 2 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 3 県の支援状況 4 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊の体制、活動状況
その他必要な事項	1 被災情報 2 武力攻撃（予測）事態の状況

(イ) 情報分析

町（総務課ほか各課）は、収集した情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、対策本部の総合状況図、図表等に整理します。

この際、今後の状況の推移及び各機関の活動の重点と調整に注意します。

(ウ) 情報提供

町（総務課、企画情報課ほか各課）は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供します。

また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

(ア) 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村に通報し、市町村に通報することができないときは、速やかに県（防災局）に通報することとされています。

(イ) 町（総務課）は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等が発生するおそれと対処の必要を認めたときは、速やかに県（防災局）に通知します。

(ウ) 通報・通知を受けた県（防災局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知することとされています。

エ 安否情報

町（町民生活課）は、避難住民の誘導を開始したときは、自治会、自主防災組織等による情報、確認などの協力を得て、集合施設、乗車時などにおいて安否情報を収集し、併せて八橋警察署等によるスクリーニングに協力するとともに、収集した安否情報の集約、提供を開始します。

オ 被災情報

町（総務課）は、町内で武力攻撃災害が発生したときは、発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、消防団、自治会その他関係機関・団体と協力して収集し、速やかに県（防災局）、八橋警察署、中部消防局に報告します。

また、安全確保に必要な情報についての的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・団体の活動に必要な情報については直ちに連絡します。

カ 通信

町（総務課）は、防災行政無線等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、県、電気通信事業者等と連携して応急復旧を行います。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制

町は、県から避難の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導體制へ移行します。

(ア) 職員の参集、配置換え

町は、速やかに職員、消防団員を参集し、併せて職員等の安否情報を確認します。

また、通常の業務は原則として停止し、避難住民の誘導関連課、避難が急を要する地区の地区公民館などに可能な限り職員、消防団員を配置します。

(イ) 避難住民の誘導

町（総務課、町民生活課、商工観光課ほか各課）は、避難実施要領に従い、町内における避難住民の誘導、集合施設での避難住民確認の体制を取ります。

この際、誘導、確認などが終了した地区を担当する職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、又は避難住民に同行します。

また、必要に応じ、八橋警察署長、境海上保安部長等又は国民保護措置を命じられた自

衛隊の部隊の長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、中部消防局、八橋警察署、境海上保安部、自衛隊等との連携を強化します。

(エ) 町の避難

住民の避難の完了を確認後、無人化に伴う警戒措置、町管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員を除き、町長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも避難を実施し、町及び対策本部の体制、機能を維持します。

また、武力攻撃災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が町が実施すべき国民保護措置の事務を代行することとされています。

イ 対策本部等

対策本部長は、直ちに本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定します。

本部会議には、必要に応じて関係機関の連絡要員の派遣を求めます。

(ア) 計画・運用班

避難住民の誘導について計画調整します。

(イ) 情報・広報班

避難住民の誘導に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民の誘導に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(エ) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

(オ) 現地調整所

関係機関との活動を調整するため、必要に応じ現地調整所を開設し、または、関係機関の設置した現地調整所へ職員、消防団員を派遣します。

ウ 関係機関の国民保護体制

町（総務課）は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、必要に応じ現地調整所の設置など関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の収集、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 県の国民保護体制

a 県は、警報・避難措置の指示等を受け、避難住民の誘導支援体制をとることとされています。

b 住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、知事が、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議する（法58①）とともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行うこととされています。

町（総務課）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、町内の所要等を取りまとめ、県（防災局）に対する応援要請と連絡調整を行います。

(イ) 消防の国民保護体制

- a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。
 - b また、県内の消防力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。
- (ウ) 警察の国民保護体制
- a 警察本部は、警報・避難の指示等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。
 - b また、県内の警察力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、中国管区警察局等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請することとされています。

(エ) 他市町村との連絡調整

町は、避難住民の誘導を行うに当たり、①近隣の市町村、②避難経路となる市町村、③避難住民の誘導を行う順番が近い市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。

特に県外への避難に当たっては、県（防災局）を通じて情報収集、連絡調整を行うとともに、避難経路となる市町、避難先市町に対する情報提供・収集及び連携に努めます。

(オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法21）

指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。

町は、町内で避難住民の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の誘導及び避難住民等の救援準備を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

(カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

町は、町内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

(キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）

知事（防災局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備することとされています。

- a 町長（総務課）は、自衛隊の実施する国民保護措置について以下のとおり実施します。
 - ① 避難実施要領を定めたときは、鳥取地方連絡部長に通知します。
 - ② 避難住民の誘導の円滑な実施及び武力攻撃災害への対処等、国民保護措置に関し必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の国民保護等派遣の要請を求めます。
また、通信の途絶等により知事への求めができないときは、その旨及び市町村内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官に連絡します。
 - ③ 避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令8②に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。
なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。
- b この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施

するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町（総務課、農林水産課、上下水道課、健康福祉課）は、避難の間、避難住民に対する食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行います。

県外避難の場合などで移動時間が長時間に及ぶ場合等は、必要に応じ、県、避難経路に当たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給必要量

町（総務課、農林水産課、上下水道課、健康福祉課）は、避難の指示の内容、町内の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積もり、県（防災局）に報告するとともに、応援を要請します。

ウ 取得

県（防災局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部）は、避難住民の誘導に必要な燃料食品などの補給品を優先的に取得し、緊急物資集積地域に一時集積するとともに、不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請し、また特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施することとされています。

町（総務課、健康福祉課、農林水産課、上下水道課）は、原則として県から補給品を取得し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、必要に応じて、緊急を要する補給品の直接取得、炊き出しへの協力要請などを実施します。

エ 配分

県は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送・配分するとともに、必要に応じ備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施することとされています。

町（町民生活課）は、集合施設、中継施設などに補給品を集積し、避難住民へ配分します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町（商工観光課）は、速やかに避難住民を運送できるよう、県（企画部）との連絡調整、町内の運送手段等の円滑な運用に努めます。

この際、関係機関・団体との密接な連携、高齢者、障害者、乳幼児等の運送に特に注意します。

イ 避難経路

県（企画部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定することとされています。

町（農林水産課、建設課）は、町内の避難経路について常時情報を把握するとともに、集合施設周辺の道路、避難経路にアクセスする道路などで重要なものについても確保に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施計画の決定

県は、避難住民に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

町（総務課、町民生活課、商工観光課、建設課）は、県運送計画を受けて、町内の各地区、集合施設、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町（総務課、町民生活課、商工観光課）は、原則として県から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入、運用体制を整備します。また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

- a 町（総務課、町民生活課、商工観光課）は、避難の間において町内の運送の進捗状況を把握し、適宜、県（防災局）へ報告するとともに、必要に応じて関係機関・団体との協議、調整を行います。
- b 町（総務課、商工観光課）は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに県による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときは、県（防災局）に対しその旨を通知します。
- c 町（商工観光課）は、町内で活動する運送事業者の運送安全確保について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報を随時提供します。

エ 避難住民の誘導

(ア) 避難方式

町は、以下により、避難住民を誘導します。（原則事項）

項 目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、自治会、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、町職員、消防団員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示の際、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 高齢者、障害者、乳幼児、女性、子ども、傷病者等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地区から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等の携行はできません。（盲導犬等を除く）

a 避難方式は、原則として二段階避難方式（集合施設に集合した後、避難先地位へ避難する方法）とします。

b 原則として自治会、自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難を実施します。

この際、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、避難所に至る前の身近な公民館、小公園等を集合施設として選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた公民館、学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等

選定者	町が、各自治会、自主防災組織や八橋警察署、中部消防局等関係機関と協力し選定
-----	---------------------------------------

- c 避難住民は、町職員、消防団員、自主防災組織、自治会等の誘導により集合施設への集合、避難所への避難を行います。
- d 住民は、平素から、近隣の集合施設の位置等について確認することが必要です。
- (イ) 避難誘導に係る応援の要請
 - a 町（総務課）は、町職員や消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、八橋警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事（防災局）に通知します。（法63①）
また、要避難地域が広域におよぶ等の場合は、県（防災局）に対し、警察・海上保安部・自衛隊等による避難住民の誘導の要請（法63②）及び要請の調整（法63③）を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
八橋警察署長	警察官による避難住民の誘導スクリーニングの実施
第八管区海上保安本部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令8②に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

- b 町（総務課）は、警察官等の避難住民の誘導時に八橋警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報（避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など）の提供を求めます。（法64②）
- c 町（総務課）は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときは、八橋警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置（避難住民の誘導及びそれに付随する交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します。（法64③）

オ 県による住民の避難住民の誘導支援（法63②③）

- (7) 県は、警察官等による避難住民の誘導に係る市町村長からの要請について、必要に応じて調整を行うこととされています。
- (イ) 避難住民の誘導中の市町村から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、エ(イ) a に準じて避難住民の誘導を要請することとされています。
- (ウ) 県は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じて以下のとおり指示、代執行を実施することとされています。（法67）

項 目	状 況	業 務
避難住民の誘導の指示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
避難住民の誘導の代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
避難住民の誘導の補助	市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

カ 警察による避難住民の誘導

- (7) 八橋警察署長は、町（総務課）が避難実施要領を定めるに当たり意見を求められた場合あるいは助言が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な助言を行うこととされています。（法61①）
- (イ) 八橋警察署長等は、町（総務課）から警察官等による避難住民の誘導について要請を受けた場合又は自らの判断で避難住民の誘導を行う場合は、市町村と協議し、町から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施することとされています。（法64①）
- (ウ) 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置（警職法4）により避難を徹底することとされています。

キ 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する町職員、消防団員、県職員、消防吏員、警察官、海上保安官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近にある者に対し、以下のとおり避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

この際、協力をする者の安全の確保に十分配慮します。

- 1 町職員、消防団員等と一体となって避難住民を誘導
- 2 移動中における食品、飲料水等の配給
- 3 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助

ク 残留者等への対応

(7) 警告、指示

避難住民を誘導する町職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな恐れがあるときは、必要な警告、指示を行います。

(イ) 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じることとされています。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官がこれらの措置を講じることとされています。

(ウ) 残留者の説得

避難住民を誘導する町職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

(エ) 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で残留者等を避難させることができます。（警職法4）

ケ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導に係る計画の策定

県（福祉保健部）は、高齢者、障害者、乳幼児等及びそれらの施設などの状況を確認し、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画を策定することとされています。

町（健康福祉課）は、町内の各地区及び町内病院、高齢者施設、障害者施設、保育所等の施設に入院、滞在している高齢者、障害者、乳幼児等を避難させるため、施設の管理者、県（福祉保健部）、関係機関・団体と連絡調整の上、高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導に係る計画を策定します。

(イ) 特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導

消防防災ヘリ、救急車両など特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の運送手段については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

町（健康福祉課）は、原則として県から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て町内の避難誘導を行い、必要な場合は、中部消防局等へ引き継ぎます。

また、特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した集合施設の開設、介助者の確保など町内の受入、運用体制を整備するとともに、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送業者等へ集合施設までの運送などを要請します。

(ウ) その他の高齢者、障害者、乳幼児等の運送

町（健康福祉課）は、上記(イ)に掲げる以外の高齢者、障害者、乳幼児等について、以下のとおり避難誘導を実施します。この際、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得るとともに、必要な食品等の提供、必要が生じた場合の迅速な医療の対応などに注意します。

項目	業 務
高齢者、障害者、乳幼児等の避難	1 在施設高齢者、障害者、乳幼児等 町内病院、高齢者施設、障害者施設、保育所等の長は、入所者等の避難を誘導します。 2 在宅高齢者、障害者、乳幼児等 町（健康福祉課）は、消防団、自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を得て、各地区内の在宅高齢者、障害者、乳幼児等の避難を誘導します。

コ 交通規制の実施

公安委員会、警察は次のとおり交通規制を実施することとされています。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施させるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
内容	1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。 2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。 3 警察署長の助言 警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言をします。 4 交通規制の決定 公安委員会又は警察署長は、避難の指示及び市町村が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。 5 標識等の設置等 公安委員会又は警察署長は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する

- 標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。
また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。
- 6 広報、連絡
警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。
 - 7 交通整理
警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。
 - 8 車両等の移動等の措置
警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。
 - 9 緊急通行車両の確認
公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。
 - 10 交通規制の見直し
公安委員会又は警察署長は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。
 - 11 広域的な交通規制
公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。
また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。

町（総務課、企画情報課）は、町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、必要に応じ集合施設周辺などの交通規制について八橋警察署長と協議します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難の間の医療等の提供については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

町（健康福祉課）は、町内の医療等の状況を確認の上、県（福祉保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、集合施設、中継施設、臨時医療施設等において、避難住民へ医療を提供します。

また、引き続き感染症等の予防、警戒を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には応急処置を行います。この際、医療施設における高度な治療が必要な場合の搬送先は要避難地域外を原則とします。

なお、町内病院については、避難住民への医療等の提供を行うとともに、入院患者等の避難を実施します。

イ 衛生支援組織

(7) 町内の衛生支援組織の活動

町（健康福祉課）は、町内の状況を取りまとめ、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療を要する避難住民等の要避難地域外への搬送などを要請するとともに、臨時医療施設、救護班の町内における活動及び避難について連絡調整、支援を実施します。

(1) その他の施設等の活動

町（健康福祉課）は、集合施設、中継施設の管理者等と連携して、避難住民等に対する応急手当を実施するとともに、治療を要する避難住民などについては速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ搬送します。

また、集合施設等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保します。

ウ 治療業務

県（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、医療等を提供することとされています。

町（健康福祉課）は、町職員、消防団員、自主防災組織、自治会などを通じて随時町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対して避難の間の医療等の提供を要請するとともに、提供に必要な連絡調整、支援を行います。

また、町内病院において、可能な限り医療、助産を提供します。

この際、避難の間に新たに発生した傷病者等に対する医療の提供は、原則として中継施設などに開設された臨時医療施設等における応急処置とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ搬送します。

エ 搬送業務

県（福祉保健部）は、避難等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

町（健康福祉課）は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、県に対し、①町内の集合施設、臨時医療施設等への搬送、②要避難地域外への搬送、を要請するとともに、搬送車両等の受入れ等について連絡調整を行います。

この際、町内病院等における入院患者等の搬送についても併せて行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに県（福祉保健部）、中部消防局、八橋警察署に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

町（健康福祉課）は、集合施設等における衛生の確保など、避難の間の防疫に努めるとともに、避難住民に感染症等が発生した場合には、県（倉吉保健所）と連携し、患者の隔離、消毒を優先して行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

町（健康福祉課）は、集合施設、中継施設などにおいて避難住民の健康状況を把握し、必要に応じて医薬品、毛布、暖房施設の提供など、避難住民の健康維持に努めます。

この際、県（福祉保健部）は、必要な人員、資機材等を支援することとされています。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町（健康福祉課、建設課）は、避難の指示を受けたときは速やかに、集合施設、中継施設など避難住民の誘導に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。

また、避難先地域における町役場仮庁舎、必要に応じ現地対策本部、現地調整所等の公共施設を設置します。

イ 建設

町（健康福祉課、建設課）は、集合施設、中継施設の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項目	業	務
----	---	---

施設の開設	1 集合施設等の管理者と連絡し、施設を開設します。
職員等の派遣	1 各集合施設等を担当する町職員、消防団員等を派遣します。 2 町職員等は、各集合施設等の運営、受付事務を行います。
資機材等の準備	1 通信機器、台帳類等、施設の運営、受付事務に必要な資機材等を整備します。
食品等の手配	1 避難の間の食品、飲料水等を集合施設等へ受け入れ、避難住民へ配布します。 2 必要に応じ、照明機器、冷暖房機器、トイレ、毛布、公衆電話等を手配します。
警備の依頼	1 必要に応じ、八橋警察署等に集合施設等の警備を依頼します。

また、必要に応じ地区公民館等に現地対策本部、現地調整所を設置し、また、可能であれば避難先地域に先遣隊を派遣して、県、避難先の市町村等と連携を取りながら、避難先における市町村役場仮庁舎を開設します。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置

町（総務課）は、対策本部要員、避難住民の誘導、高齢者、障害者、乳幼児等の避難の支援、避難住民の運送用車両の受入れ等に必要な町職員、消防団員を配置します。

また、配置した町職員、消防団員等からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ町職員等の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請

町（総務課）は、必要な場合、速やかに職員の派遣要請、斡旋要請を行います。

- a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等を把握します。
- b 県（総務部）と連絡調整を行い、職員の派遣を要請します。
- c 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、県を經由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。
- d 必要な場合速やかに県に職員派遣の斡旋を求めます。

(ウ) 職員の安全管理

町は、引き続き避難住民の誘導等に従事する町職員、消防団員の安全確保に配慮します。

イ 被災者の捜索、救出

警察は、武力攻撃が発生したときは、消防ほか関係機関・団体と連絡調整の上、直ちに情報を収集し、被災者の捜索、救出を行うこととされています。

町（総務課）は、消防団、自主防災組織及び八橋警察署、中部消防局、県（防災局）に対し第一報、被災情報などを速やかに提供するとともに、町内における活動について必要な連絡調整、支援を行います。この際、消防団は、中部消防局の所轄により被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町（町民生活課）は、避難段階において死者が発生したときは、避難を優先しつつ、県と連携し要避難地域外への遺体の搬送に努めます。

(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 実施要領」の「(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「ア 武力攻撃災害の予防、対処準備」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実

施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(7) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 緊急通報

避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 退避の指示

避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア ライフライン等の確保

町（建設課、上下水道課）は、避難の間において、上下水道を確保し、水質検査などを実施するとともに、町内の電気、ガス、通信等のライフラインについて、県、中国電力倉吉営業所、NTT西日本鳥取支店、県LPガス協会などライフライン事業者等と連絡調整を行い可能な限り確保を図ります。

この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

イ 防犯等

(7) 警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町（総務課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」の「ウ 混乱の防止」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化地域に伴う窃盗事案等の発生、集合施設あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化等による警戒措置を行うこととされています。

町は、的確かつ迅速に八橋警察署へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

ウ 住民への周知

町（企画情報課）は、県等と連携して各機関が実施する国民生活安定措置について、住民に対し広報を行い、不要不急の買占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(7) 町広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、町（企画情報課）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	1 武力攻撃（予測）事態の概要 (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、市町村などの対応状況 2 注意事項 (1) 冷静な避難の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること

	<p>(3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発</p> <p>(4) 住民からの有事に係る重要な情報について、町（県）に連絡するよう求め</p> <p>3 集合施設への集合</p> <p>(1) 地区ごとの集合施設・集合時間</p> <p>(2) 集合施設までの経路・手段等</p> <p>(3) 貴重品など持ち出し品に係る手荷物の制限</p> <p>(4) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと</p> <p>4 避難、救援の概要</p> <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。</p> <p>(1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは市町村、県などで用意すること</p> <p>(2) 避難の計画（避難先地域、避難手段・経路など）</p> <p>(3) 救援の計画（避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 交通の規制</p> <p>(2) 犯罪の予防</p> <p>(3) 児童生徒の避難</p> <p>(4) 交通機関の運行状況の把握</p> <p>(5) 戸締り・火元・危険物の管理や他の安全対策等</p>
	<p>1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報</p> <p>(1) 緊急通報の内容</p> <p>(2) 退避の指示の内容</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>(4) 情報に注意するよう呼びかけ</p>
広報手段	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時市町村報、回覧、など
注意事項	<p>1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。</p> <p>2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意します。</p> <p>3 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び市町村は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。</p>

(イ) 関係機関への要請

町（企画情報課）は、避難住民の誘導に当たり広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（企画部）	<p>県広報とあわせた広報及び広報への協力要請</p> <p>1 県広報による住民への広報</p> <p>2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請</p>	<p>1 警報、避難の指示の概要</p> <p>2 防災行政無線等に注意すること</p> <p>3 集合施設に集合すること</p> <p>4 携行品は最小限とすること</p> <p>5 戸締り、火の元などに注意すること</p> <p>6 武力攻撃災害の兆候等を発見した際は直ちに町等へ通報すること</p>
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
観光施設等	場内放送等による客に対する広報	

(ウ) 障害者、外国人等への広報

町は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障害者

町（健康福祉課）は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県（福祉保健部）、障害者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

b 外国人

町（総務課）は、外国人への広報について、県（文化観光局）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

イ 報道機関への情報提供

町（企画情報課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町（企画情報課）は、町役場等に設置した相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。

特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 町（教育委員会）

町（教育委員会）は町立学校など教育施設に対し、警報、避難の指示等を伝達します。

この際、県（教育委員会）は、町（教育委員会）を支援することとされています。

(イ) 町立学校長

町立学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは町（教育委員会）と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 町立学校長は、被災の有無や規模、児童生徒、教職員及び施設、設備の被害状況を速やかに把握し、町（教育委員会）に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒、教職員の安全を最優先とし、直ちに中部消防局、八橋警察署など関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童生徒の保護

町（教育委員会）は、児童生徒の安全と避難を保障し、児童生徒の教育を最大限可能な限り継続します。

(2) 応急保育

町（町民生活課）は、「(1) 応急教育」に準じて保育園の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

教育委員会は、町指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更を実施することとし、所有者等を支援します。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の所在場所の変更などの保護措置を支援します。

(4) ボランティア等の流入防止

町（企画情報課、健康福祉課）は、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入を防止します。

別紙第 6

避難生活段階の計画

要旨	<p>避難先において、避難住民等の救援を受け、必要に応じ避難先地域等との連絡調整を行います。</p> <p>県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村の救援を受けます。</p> <p>また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。</p> <p>避難生活は、当時の状況及び避難先地域の国民保護措置によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 避難所の衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

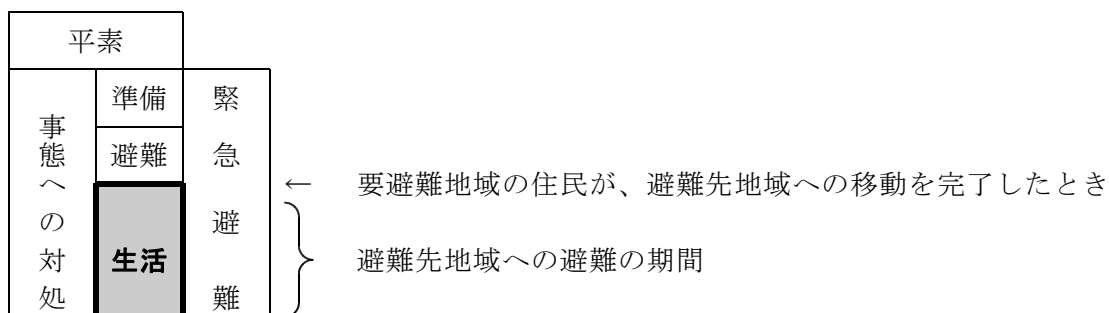
避難タイプとの関連

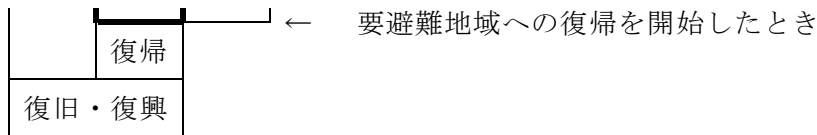
各避難タイプによる差はありません。 共通で、避難先都道府県等の救援を受け、必要に応じ連絡調整を行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間





イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は避難先地域で避難生活をおくり、避難先都道府県又は県と避難先市町村等が協力して避難住民等の救援を行うこととされています。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

このため、救援を受ける町は、避難先都道府県又は県、避難先市町村との的確かつ迅速な連絡調整に努めます。

(2) 別紙第 1 「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難先都道府県又は県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援に対する協力、連絡調整を行います。

この際、住民ニーズの把握と住民への情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び避難先都道府県又は県、避難先市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ 実施体制の移行

町及び町対策本部は、避難先市町村へ移転し、避難住民の誘導の体制から避難住民等の受援の体制へ移行します。

ウ 受援の実施

避難先都道府県又は県、避難先市町村等及び関係機関・団体に対し、避難住民等に対する救援に係る連絡調整、要請を実施します。

エ 住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活情報、安全情報などを提供します。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 受援に関する避難先地域との連絡調整 2 その他通常の町業務 3 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項 ※ 要避難地域の規模が小さく、受援と同時に救援を行う場合は、別紙第 9 「避難受入段階の計画」に準じて、避難生活と避難受入を併せて行います。

(2) 県避難先都道府県、、避難先市町村

機関名	内容
避難先都道府県	1 救援の実施 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援 5 緊急通報の通知 6 退避の指示、警戒区域の設定等 7 被災情報の収集、報告 8 生活関連物資等の価格安定措置 9 応急復旧 10 住民の救出救助

機関名	内容
避難先市町村	1 救援の実施、補助 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 緊急通報の伝達、通知 5 退避の指示、警戒区域の設定等 6 被災情報の収集、報告 7 生活関連物資等の価格安定措置 8 応急復旧 9 消防、救急、救助の実施 10 水の安定供給 11 廃棄物の処理 12 住民等への情報の提供

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

4 活動要領

(1) 情報

ア 受援に係る情報の把握、連絡調整など

町（総務課）は、避難所、避難住民等の状況などに係る情報を把握するとともに、避難先都道府県又は県、避難先市町村等と連絡調整を行い、情報の収集・共有に努めます。

この際、町職員、消防団員により避難所の巡回等を行うほか、避難所などにおける自治会の協力を要請します。

イ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法94、95、96）

町（町民生活課）は、避難先市町村と協力して避難住民等の安否情報を収集・整理し、個人情報保護に留意しつつ避難先市町村等に提供します。

この際、避難所などにおける自治会などの有する情報などの活用を図ります。

(2) 実施体制

ア 受援体制への移行

町は、住民が避難先地域への移動を完了したときは、避難住民の誘導體制から避難住民等の救援に係る受援体制へ移行し、避難先地域の仮庁舎等での業務を開始します。

イ 関係機関の救援体制

避難先都道府県又は県、避難先市町村、その他関係機関・団体等は、それぞれその国民保護（業務）計画などで定めるところにより、救援体制を整備することとされています。

町は、避難住民等の円滑な受援等を確保するため、避難先都道府県又は県、避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図るとともに、必要に応じ要請等を行います。

ウ 町は、武力攻撃災害の発生等により事務を行うことができなくなったときは、県により国民保護措置の事務の代行を受けます。（法14）

(3) 受給

町は、避難先都道府県又は県、避難先市町村等が行う補給について、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、受給必要量、配分等に係る連絡調整を実施します。特に食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務については迅速に状況等を連絡し、先行的に確保に努めます。

このため、避難所ごとの避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

(4) 運送

町（商工観光課）は避難生活の間において、避難先都道府県又は県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する運送に係る連絡調整を行います。

(5) 衛生

町（健康福祉課）は、避難住民等の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、県、避難先都道府県又は避難先市町村、関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整、要請等を実施します。

(6) 施設

町（健康福祉課、建設課）は、避難所、臨時医療施設等の設置、維持管理等について、避難先都道府県又は県、避難先市町村、関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整、要請等を

実施します。

また、避難先市町村の協力を得て町役場仮庁舎などを設置・維持するとともに、その他の町有施設については必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更など

町（総務課）は、町役場仮庁舎で町業務を行うほか、避難所等に職員を派遣、巡回させ、避難住民等の状況を把握するとともに、情報提供、相談等に当たります。

イ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町（町民生活課）は、搬送した遺体等について避難先市町村等に引き継ぎ、埋葬、火葬などに係る連絡調整を行います。

(8) 国民生活の安定に関する措置

町は、避難所に係るライフラインの提供、維持及び避難所周辺の防犯などについて避難先都道府県又は県、避難先市町村、関係機関・団体等への連絡調整、要請等を行います。

また、国、都道府県等が実施する国民生活安定措置について避難住民等に周知し、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

町は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配付等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供するとともに、広報、広聴活動について避難先都道府県又は県、避難先市町村などと連絡調整、要請等を行います。

5 その他

(1) 応急教育

町（教育委員会）は、避難先都道府県又は県、避難先市町村等と、避難児童生徒の応急教育について連絡調整、要請を行うとともに、避難教員等により避難先市町村の実施する応急教育に協力します。

(2) 応急保育

町（町民生活課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育園の応急保育に係る連絡調整等を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育委員会）は、搬出した町指定文化財等について、避難先都道府県又は県、避難先市町村と協力して適切に保管、管理します。

別紙第7

復帰段階の計画

要旨	<p>避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復帰に当たっては、避難住民の復帰に関する要領を作成します。</p> <p>事態の緊急性が低いと考えられるので当時の最適な方法により行い復帰を行います。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	避難住民の復帰に関する要領
県	避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領

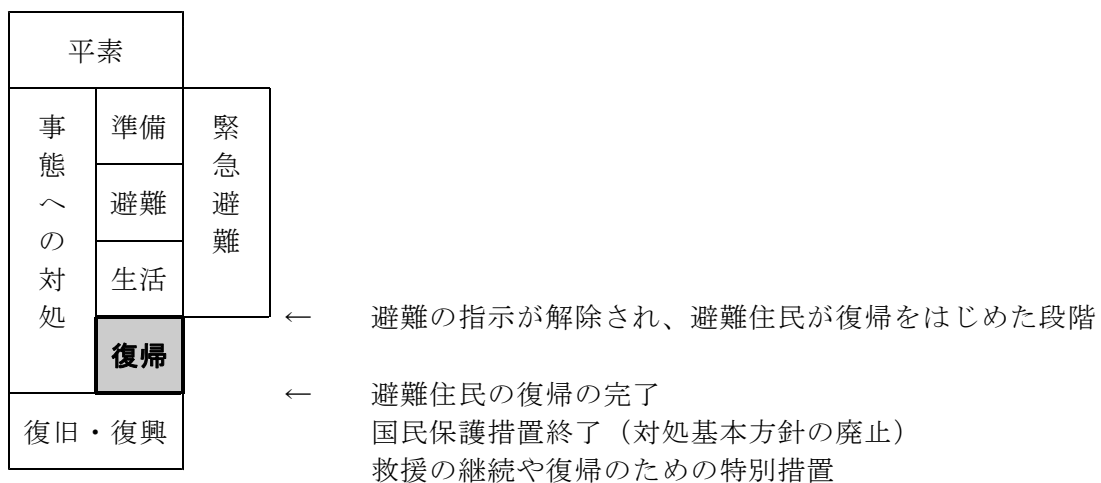
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
<p>避難タイプによる違いはなく、共通です。</p> <p>対処は、当時の状況によります。</p>		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ 留意事項

(ア) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。

(イ) 復帰のための措置

- a 誘導以外の措置
- b 市町村長、知事による誘導

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町（総務課ほか各課）は、県（防災局）から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を迅速かつ円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰先地域の安全確認情報等を県等から収集し、これに基づき避難住民の復帰に関する要領（法69②）を作成した後、当時の最適な方法で避難住民への周知及び復帰を実施します。

(2) 実施概要

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

ア 情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、連絡体制の整備

a 復帰前の情報収集

的確かつ迅速な復帰のため、あらかじめ県、避難先市町村、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

また、消防団、避難先における自治会等の協力を得て避難住民等の状況を把握するとともに、避難住民への周知及び復帰に当たっては、避難先において自治会等有する情報等の活用を図ります。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 復帰先地域の被災情報及び安全確認情報 2 復帰日時、復帰方法、復帰経路等に関する情報 3 復帰の間及び復帰後の復帰住民支援に関する情報 4 避難先地域における避難住民の状況 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

b 復帰の間の情報収集

安全かつ円滑な復帰のため、避難の間を通じて県、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 復帰先地域の安全確認情報 2 復帰の進捗状況 3 復帰住民の安否情報 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

c 情報の連絡体制の整備

町（総務課）は、復帰に先立ち、復帰住民、関係機関・団体等に対する情報連絡体制を整備し、随時情報を提供します。

(イ) 情報収集体制 レベル1

イ 実施体制

(ア) 復帰体制への移行

a 町（総務課）は、避難の指示の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、組織の体制を避難生活体制から復帰体制へ移行します。

b 町（建設課）は、復帰に伴い、町役場等の復帰及び仮庁舎などの撤去・原状回復を準備します。

(イ) 対策本部の廃止

- a 町（総務課）は、対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止します。（法30）
- b 町（総務課）は、対策本部を廃止したときは、対策本部設置の通知に準じて対策本部廃止の通知を行います。

(ウ) 復帰支援センターの開設

- a 町は、対策本部の廃止に伴い、復帰支援センターを開設します。
- b 同センターの開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。

(エ) 復帰先地域の被災状況、安全状況の確認

- a 町は、県と共同で調査隊を派遣し、復帰先地域の被災状況、安全状況を確認します。
- b 安全が確保されていないときは、県を通じて又は直接、関係機関・団体に対し安全対策を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。

(オ) 職員の派遣要請等

人員が不足する場合、「第5章 活動要領」の「7 人に関する事」の「(1) 職員の動員、派遣要請など」の「イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど」に準じて職員の派遣、斡旋を求めます。

ウ 避難、救援

(ア) 避難の指示の解除（法55）

避難の指示の解除については、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難の指示に準じて伝達、通知します。

(イ) 避難住民の復帰に関する要領（法69②）

避難住民の復帰に関する要領は、次の事項について定めます。なお、要領の作成に当たっては、県、関係機関・団体と密接に連絡調整を行います。

- 1 復帰の経路、復帰の手段その他復帰の方法に関する事項
- 2 復帰住民の誘導の実施方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項
- 3 その他復帰の実施に関し必要な事項

(ウ) 復帰住民の誘導

復帰支援センターは、必要に応じ県、関係機関・団体と連携の上、消防団、自治会等の協力を得て、避難住民の誘導に準じて復帰住民の誘導及び確認を行います。

この際、復帰経路の確保、運送力の確保、高齢者、障害者、乳幼児等の復帰について県（企画部、福祉保健部、県土整備部）、消防団及び避難先地域の消防機関等と密接な連絡調整を行います。

また、必要に応じ復帰支援センターへの連絡要員の派遣要請、復帰関係機関の調整所設置などを実施します。

(エ) 被災者の救援

県は以下のとおり被災者の救援を行うこととされています。

- 1 応急仮設住宅の建設
- 2 被災住宅の応急修理
- 3 食品の給与及び飲料水の供給
- 4 生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産の提供

復帰支援センターは、復帰住民の状況を確認し、県の救援を補助、法廷受託するとともに、必要に応じて県に対し復帰住民の救援の要請を行います。

※ ただし、救援の期間については、厚生労働大臣が示すまでの期間とします。

エ 武力攻撃災害への対処

(7) 応急復旧

a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧

町（上下水道課）は、上下水道について可能な限り速やかに応急復旧、供用するとともに、住民の復旧に必要な運送路及び復旧住民の生活に必要なライフラインについて関係機関・団体に対し応急復旧を要請、連絡調整を実施します。

b 公共施設等の応急復旧

赤碓診療所など医療施設、町立学校など教育施設については、可能な限り速やかに応急復旧、供用します。また、町役場などについても応急復旧により迅速に業務を再開します。

(イ) 復旧住民の生活の安定

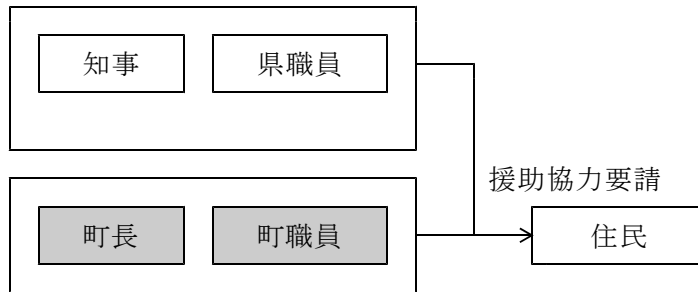
a 復旧住民の生活確保

b 義援金、救援物資等の配分

(ウ) 埋葬、火葬の早急な実施

(エ) 廃棄物の早急な回収、処分

(オ) 保健衛生の確保などへの住民の協力



3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または復旧支援センター長の求める事項
総務課	1 復旧に関する総括 2 避難住民の復旧に関する要領の作成 3 対策本部の廃止 4 復旧に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報解除の伝達、避難の指示解除の経由等に関する事 6 消火、救急、救助等 7 防災行政無線の復旧・確保 8 被災情報の収集・提供等 9 特殊標章等の回収 10 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 11 職員の活動支援、安否等に関する事 12 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 13 人権の擁護 14 外国人への情報提供及び復旧に関する事 15 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 16 町議会に関する事 17 町役場仮庁舎・現地対策本部の廃止等 18 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 19 その他各課の事務に属さない事
企画情報課	1 復旧等に係る広報・広聴に関する事 2 写真等による情報の記録・収集等
町民生活課	1 住民の復旧誘導に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 2 安否情報の収集・提供等に関する事 3 戸籍等の保護に関する事 7 保育園園児の復帰等に関する事 8 保育園園児の応急保育、保育の復旧の準備 9 火葬、埋葬の準備 10 廃棄物・し尿処理の準備
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児等の復帰に関する事 2 避難先地域の避難所の閉鎖及び復帰地域の避難所の開設 3 復帰住民に対する医療、助産の提供 4 感染症の予防、対策等に関する事 5 市町村立病院の医療、助産、復帰に関する事 6 ボランティアの支援・調整に関する事 7 赤十字標章等の回収 8 義援金、救援物資等の収配準備等 9 復帰住民への生活関連物資の確保、給与 10 復帰住民の健康維持、保健衛生 11 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 12 食品衛生、食中毒防止等の準備 13 他課に属しない生活支援及び保護
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の手配、運営 2 商工業の復旧・復興支援準備
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰住民への食品の確保、給与 2 農林水産業の復旧・復興支援準備 3 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 4 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰経路の状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の応急復旧等 5 市街地等の状況把握、復旧の準備 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配準備 10 建築の制限、緩和等の準備 11 被災者住宅の再建支援準備 12 町営住宅の調査、応急復旧、提供準備
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰住民への飲料水の供給 2 上下水道施設の被害調査、応急復旧など 3 水質検査
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の復帰等 2 児童生徒の応急教育、教育の復旧の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の保護・復帰
各種委員(会)事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 各課の応援
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰住民の誘導 2 高齢者、障害者、乳幼児等の復帰の補助 3 復帰住民への情報伝達及び町内情報の収集 4 復帰住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
共通	1 県国民保護対策本部の廃止 2 復帰地域、経路の安全確認と復帰に関する住民への情報提供 3 市町村の復帰支援 4 復帰住民の救援

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報の解除の放送（法51） 2 避難の指示の解除の放送（法57）

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報の解除の放送（法51） 2 避難の指示の解除の放送（法57）

別紙第 8

生活再建段階の計画

要旨	<p>武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、県や関係機関、団体と連携して、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	復旧、復興計画
県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針
	市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 避難住民の復帰の完了

← 国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）
武力攻撃災害の復旧に関する法律の制定

(2) 別紙第 1 「情報計画」参照

2 構想

(1) 段階区分

「生活再建段階」は、以下の2段階に区分します。

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

(2) 復旧段階

ア 活動方針

町は、避難先地域からの復帰後は、県や関係機関・団体と連携して、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、復帰住民の支援及びライフラインの復旧を重視します。

イ 実施概要

復旧については、当時の状況によるところが大きいため、以下のとおり大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応します。

項目		基本的考え方
復帰住民の生活支援	生活支援	武力攻撃災害等により被害を受けた住民生活の早期の回復を支援するため、必要に応じ弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、町税等の徴収猶予及び減免等の措置を実施します。
	住民相談窓口の設置	<p>復帰住民、特に武力攻撃災害等による被災住民は、当面の生活資金や住宅の問題、仕事や医療、教育など日々の生活の様々な不安や問題を抱えて、法律的な助言や制度的な支援、心のケアまで多様な相談窓口や機会を求めていると考えられることから、住民生活の回復、復興に関する広範囲な相談を一カ所で受け付け、必要な情報を一元的に提供できる、相談窓口を開設します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図ります。 2 的確かつ迅速な相談業務を行うため、関係課と密接な連携を図ります。 3 相談内容、被害状況等について、県、関係機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備します。 4 必要に応じ、分庁舎、地区公民館等にも相談窓口を設置します。 </div>
	義援金、救援物資の受付・配分	<p>義援金、救援物資を確実、迅速に被災者に配分します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般から拠出された義援金 2 一般から拠出された救援物資で市町村に寄託されたもの及び県又は日赤県支部から送付された救援物資 </div>
	住宅の復旧	県（生活環境部）、関係機関・団体と連携し、資機材、用地の確保、応急仮設住宅の建設、り災証明の発行その他の支援施策を実施します。
ライフライン、公共施設の復旧	<p>ライフライン、公共施設の復旧は、各実施責任者において実施することとされています。</p> <p>町は、上下水道、町役場等の施設を復旧するとともに、県、関係機関・団体と連携して、町内のライフライン、公共施設の計画的かつ迅速な復旧に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通基盤の復旧：道路、鉄道、港湾など 2 ライフラインの復旧：上下水道、電気、水道、ガス、電話など 3 医療施設の復旧：医院など 4 公共施設の復旧：町役場など 5 その他の復旧：公共土木施設、社会福祉施設、町営住宅など </div>	

	教育施設の復旧	<p>町立学校など教育施設が被害を受けた場合には、代替施設の確保などにより迅速に教育を再開するとともに、教育施設の早急な復旧に努めます。町（教育委員会）は、復旧段階において、県（教育委員会）と連携し、以下のとおり必要な業務を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校運営の応急措置（応急教育その他）の実施状況について確認し、必要な対策を実施します。 2 児童生徒の学用品などの被災状況を調査し、必要な対応を実施します。 3 児童生徒に関するカウンセラーの配置等、必要な対応を実施します。 </div>
	農林水産業の復旧等	<p>県（農林水産部）、東伯町農業協同組合、鳥取中央農業協同組合、大山乳業農業協同組合、鳥取県漁協、赤碕町漁協、中部森林組合琴浦支所等と連携して、農林水産施設等を復旧し、種苗、生産資材等を調達・あっせんする等、農林漁業者が速やかに生産活動へ移行できるようにします。また、農作物、家畜などの防疫に注意し、生産と衛生を確保します。</p>
その他の業務	廃棄物処理	<p>武力攻撃災害等による大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。町（町民生活課）及び県（生活環境部）は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、同基準に基づき迅速に処理します。</p>
	損害補償	<p>所要の損害等を補償するとともに、不服申立て、争訟等処理します。</p>
	特殊標章等の回収	<ol style="list-style-type: none"> 1 特殊標章等の回収 国民保護措置の終了に伴い、職員等に交付した特殊標章等を回収します。 2 赤十字標章等の回収 使用許可を受けた赤十字標章等を回収し、必要に応じて県（福祉保健部）へ返却します。

(3) 復興段階

復興については、当時の状況によるところが大きいので、大綱を計画します。

県は、復帰後、以下の活動方針と実施概要により、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めることとされています。

またこの際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造を重視することとされています。

町は、県と密接に連携し、町復旧、復興計画を定めて、町内の生活復興、県土復興を推進します。また、町内の保健福祉、地域医療の速やかな復興に努めます。

ア 活動方針

活動方針は、町、県とも共通です。

項目	活動方針
生活復興	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。 このため、各学校等を優先して復興するとともに、授業料の減免、奨学金等について住民へ周知します。

	<p>2 産業復興 事業の再開、創業を支援し、住民の雇用を確保します。 このため、琴浦町商工会、東伯町農業協同組合、鳥取中央農業協同組合、大山乳業農業協同組合等関係機関・団体と連携し、生産の基盤となる事業の再開、創業及び雇用の確保を実施します。</p>
県土復興	<p>1 市街地復興 被災後の市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な市街地復興を図ります。 このため、被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。</p> <p>2 中山間地復興 被災後の中山間地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な中山間地復興を図ります。 このため、被災状況の把握、中山間地復興基本方針の策定、中山間地復興基本計画の策定、復興対象地区区分等を行います。</p>

イ 実施概要

業 務	大 綱
市街地の復興	<p>県は、市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ることとされています。 この際、収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討し、また、復帰住民の建物、宅地等の危険度調査を支援することとされています。</p> <p>町は、町内の市街地の状況を把握し、県と連携して復興に努めるとともに、必要に応じ町内の施設、用地などを提供します。</p>
中山間地域等の復興	<p>県は、中山間地域復興の目標を定め、県民生活の再建を図ることとされています。 この際、中山間地域等は、県土の骨格部分であり、農業・農村の中で重要な地位を占めていることから、食料確保の点からも、早急に復興することとされています。</p> <p>町は、町内の中山間地域の状況を把握し、県と連携して復興に努めます。</p>
商工業の復興	<p>1 復興のための商工業金融対策の実施</p> <p>県（商工労働部）は、武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施することとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼します。</p> <p>2 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。</p> <p>3 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。</p> <p>4 鳥取県特別金融対策資金により長期低金利に資金を貸し付けます。</p> <p>5 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付を優先的に行います。</p> </div> <p>町（企画情報課、商工観光課）は、県、琴浦町商工会と協力し、国、県、政府系金融機関及び商工会等が行う金融の特別措置について中小企業者に周</p>

	<p>知徹底を図ります。</p> <p>2 被災者の就職支援 町（商工観光課）は、鳥取労働局・倉吉公共職業安定所、県（商工労働部）などの労働関係機関と連携して、武力攻撃災害等により職を失った復帰住民に対する就職支援を実施し、雇用を確保することにより、復帰住民の生活の安定を図ります。</p>
農林水産業の復興	<p>県（農林水産部）は、被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導斡旋を行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を図ることとされています。</p> <p>町（企画情報課、農林水産課）は、県、東伯町農業協同組合、鳥取中央農業協同組合、鳥取県漁協、赤碕町漁協、中部森林組合琴浦支所と協力し、国、県及び農林水産業団体等が行う措置について農林水産事業者に周知徹底を図ります。</p>
教育の復興	<p>町（教育委員会）は、県（教育委員会）と連携し、町立の学校において必要な教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。</p> <p>また、奨学金、授業料減免制度の周知などにより児童生徒の就学を支援するとともに、必要に応じ児童生徒のPTSD対策などを実施します。</p>
文化財の保護	<p>文化財の保護に関し、必要な措置を行います。</p>

(4) 復旧・復興対策本部

復旧、復興の実施に当たっては、町長を本部長とする復旧・復興対策本部を設置します。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または復旧・復興対策本部長の求める事項
総務課	1 復旧・復興の総括 2 復旧・復興本部の設置・運営 3 町内における復旧・復興の総合調整 4 復旧・復興に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 消火、救急、救助等 6 防災行政無線の復旧・確保 7 復旧・復興情報の収集・提供等 8 特殊標章等の回収 9 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 10 職員の活動支援、安否等に関する事 11 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修、復旧等 12 人権の擁護・救済 13 外国人への情報提供及び復旧・復興 14 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 15 町議会に関する事 16 町役場等の復旧・復興 17 不服申立、争訟等の処理の総括 18 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 19 その他各課の事務に属さない事
企画情報課	1 復旧・復興等に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務課	1 町民税・諸収入の減免、周知

町民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談窓口の設置 2 安否情報の収集・提供等 3 戸籍等の保護、火葬等の許可に関すること 4 保育所園児の保育支援 5 保育所園児の応急保育、保育の復旧 6 死体の処理、埋葬 7 廃棄物、し尿の処理
健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児等の生活再建 2 要避難地域の臨時収容施設の運営 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供、被害調査、復旧等 4 福祉施設の復旧支援 5 臨時収容施設の運営 6 感染症の予防、対策等 7 町内病院の医療、助産、復旧 8 ボランティアの支援・調整 9 赤十字標章の返納 10 義援金、救援物資の収配等 11 復帰住民への生活関連物資の確保、給与 12 復帰住民の健康維持、保健衛生に関すること 13 入浴施設、トイレ等の確保、提供 14 食品衛生、食中毒防止等 15 他課に属しない生活支援及び保護
商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共運送機関の復旧支援 2 商工業の復旧・復興支援 3 復帰住民の就職支援 4 観光業の復旧・復興支援
農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 復帰住民への食品の確保、給与 2 農林水産業の復旧・復興支援 3 農林道の状況確認・復旧・復興・情報提供 4 応急仮設住宅用資材、復旧資材等の調達 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）の状況確認・復旧・復興・情報提供 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の復旧に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の復旧等 5 市街地等の状況把握、復旧 6 公共土木施設等の状況把握、復旧 7 用地の確保、土地の使用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援 12 特殊車両の通行許可 13 町営住宅の提供、復旧
上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設、設備の復旧 2 水質検査 3 復帰住民への応急給水
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の就学・進学・就職支援 2 児童生徒の応急教育、教育の復旧 3 児童生徒のPTSDに関すること 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 文教施設等の状況把握、復旧、提供 6 文化財の修復等
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への情報伝達及び町内情報の収集 2 住民等の救援の補助

各種委員(会)事務局	1 各課の応援

(2) 県

機関名	内容
共通	1 県民生活の復興 2 教育の復旧、復興 3 産業の復旧、復興 4 県土の復旧、復興 5 公共施設の復旧 6 住宅の再建などの支援

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※ 災害派遣規定(自衛隊法83)は、武力攻撃災害には適用されません。

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

別紙第9

避難受入段階の計画

要旨	他市町村から避難住民等を受け入れる段階では、県と連携して受入、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	---------------------------------------------------------------------

関連する計画

町	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 避難所運営マニュアル、避難所等の衛生管理マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

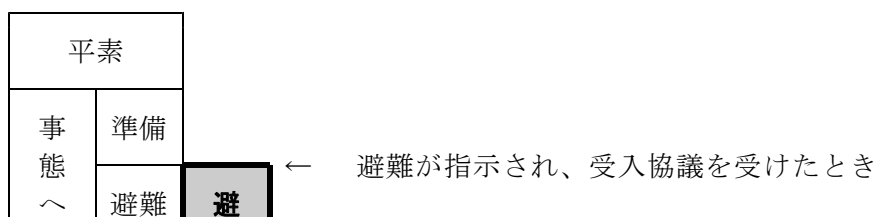
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
大規模受入 ・避難住民等は多数。県等からの応援あり 大規模国民生活安定措置 ・県内規模の価格安定、ライフライン確保等	大規模受入 ・避難住民等は多数。県等からの応援あり 大規模国民生活安定措置 ・県内規模の価格安定、ライフライン確保等	小規模受入 ・避難住民等は少数。県等からの応援なし 小規模武力攻撃災害対処 ・被災地区の災害対処等 小規模国民生活安定措置 ・被災地区のライフライン確保等

1 状況

(1) 期間

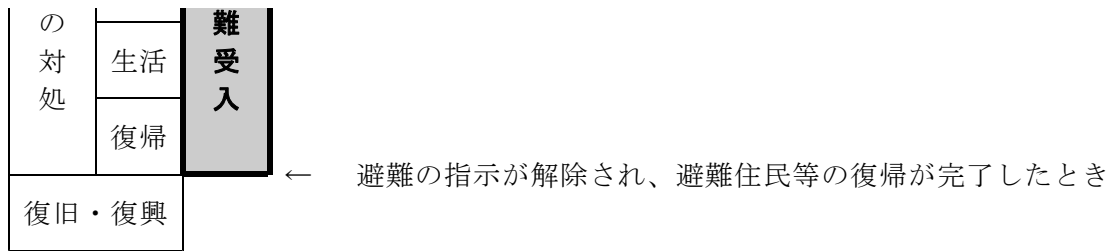
ア 対象となる期間



平成18年12月13日 鳥取県知事同意

琴浦町国民保護計画

編集発行 琴浦町
事務局 琴浦町総務課
〒689-2392
琴浦町徳万591番地2
TEL (0858) 52-2111
FAX (0858) 49-0000
E-mail soumu@town.kotoura.tottori.jp



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は受入地域で避難生活をおくり、町は県等と協力して避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、武力攻撃災害等対処の準備、受入に伴う社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難住民を受け入れ、県が行う救援を補助（法76②）するとともに、県からの法定受託により救援を行います（法76①）。

この際、適切かつ迅速な受入、救援の実施、県、関係機関・団体との連携及び受入地域住民への周知を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、分析及び提供

避難住民の受入れ、避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、県、要避難市町村、関係機関・団体と共有するとともに、住民へ周知します。

イ 実施体制の確立

速やかに町の組織を避難住民の受入れ、避難住民等の救援の体制へ移行します。

また、国の指定（法25）を受けて対策本部を設置します。

ウ 受入れの決定、実施

町内の受入地区・施設等を決定し、県、要避難市町村等と連携して、避難住民等の円滑な受入れに努めます。

この際、消防団、自主防災組織等の協力を得るとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の受入れについては、中部消防局と連携します。

また、避難住民の受入れに際しては必要に応じ、八橋警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力します。

エ 救援の実施

県、関係機関・団体と連携して、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。

救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して行います。

(ア) 県が実施する救援の補助

- a 避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。（法76②）

- b このため、町は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行います。

(イ) 町による救援の実施

- a 県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができるとされています。(法76①)
- b このため、県は避難の状況に応じ、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村が実施する救援の内容及び当該救援を行う期間を定め、市町村へ通知するとともにその旨を公示することとされています。

- c 町は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使します。

- d 市町村が通知された救援事務を迅速かつ的確に行っていない場合は、県は、当該救援を行うよう市町村へ指示することとされています。

オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

避難住民の受入により住民生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 町が実施する受入れ、救援の総括 2 対策本部の設置 3 町内における受入れ、救援の総合調整 4 受入れ、救援に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 消火、救急、救助等 6 防災行政無線の使用・維持 7 危険物質等の保安対策、対処 8 被災情報の収集・提供等 9 特殊標章等の交付、使用許可 10 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 11 職員の活動支援、安否等に関する事 12 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 13 人権の擁護に関する事 14 外国人の受入れ、救援、情報提供 15 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 16 町議会に関する事 17 要避難町役場仮庁舎、現地受入本部の設置等 18 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 19 その他各課の事務に属さない事
企画情報課	1 受入れ、救援等に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務課	1 町民税・諸収入の減免、徴収猶予、周知

町民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の受入誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 火葬等の許可 4 保育園園児の救援等 5 保育園園児の応急保育 6 遺体の処理、埋葬等 7 廃棄物、し尿の処理 8 有害物質等の保安対策、対処
健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児等の受入れ、救援 2 避難所の開設・運営 3 避難住民等に対する医療、助産の提供 4 感染症の予防、対策等 5 町内病院の医療、助産 6 ボランティアの支援・調整 7 赤十字標章等の使用許可申請 8 義援金、救援物資の収配等 9 避難住民等への生活必需品資の確保、給与に関する事 10 避難住民等の健康維持、保健衛生に関する事 11 避難住民等用住宅（応急仮設住宅、町営住宅など）の供与 12 入浴施設、トイレ等の確保、提供 13 食品衛生、食中毒防止等 14 生活関連物資の需給に関する事 15 他課に属しない生活支援及び保護に関する事
商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送の手配、運営に関する事 2 避難住民等の就職支援 3 観光施設への避難住民等の受入れ
農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への食品の確保、給与に関する事 2 農林道の状況確認・確保・情報提供 3 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 4 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の建設 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の提供に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の応急復旧等 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策、提供 7 用地の確保、土地の使用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 町営住宅の調査、応急復旧、提供 12 応急公用負担
上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への飲料水の供給 2 上下水道の維持、改良及び水質検査等に関する事
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の救援等 2 児童生徒の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握、提供 5 文化財の受入・保管 6 授業料等の減免、徴収猶予等の周知 7 学用品の給与
各種委員(会)事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課の応援
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の受入誘導

	2 高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助
--	------------------------------------------------------------------------------------

(2) 県

機関名	内容
県	1 県対策本部の設置、運営 2 避難住民の受入誘導 3 避難住民等に対する救援の実施 4 安否情報の収集、整理、報告、提供 5 武力攻撃災害対処措置の準備、実施 6 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援 7 緊急通報の発令、通知 8 退避の指示、警戒区域の設定等 9 被災情報の収集、報告 10 生活関連物資等の価格安定措置 11 応急復旧 12 住民の救出救助 13 住民等に対する情報の提供

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

4 活動要領

(1) 情報

ア 避難住民の受入に係る情報の収集、分析、共有

町（総務課）は、県（防災局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民の人数、到着予定日時、避難経路、内訳（性別、年齢別、高齢者、障害者、乳幼児等の人数など）等、避難住民の円滑な受入に必要な情報を収集、分析し、町内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難住民の受入に必要な情報について、住民へ提供します。

イ 避難住民等の救援に係る情報の収集、分析、共有

町（総務課）は、受入地区の消防団、自主防災組織、自治会等の協力を得て、町内の避難所、避難住民等の状況を把握します。また、県（防災局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民等の的確かつ迅速な救援に必要な情報を収集、分析し、町内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難生活に必要な情報について、避難住民等へ提供します。

ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法94、95、96）

町（町民生活課）は、県（文化観光局）、要避難市町村、関係機関・団体等と協力して、別紙第1「情報計画」の「2 各課等の役割及び情報の要求・要請」の「(9) 安否情報」の定めるところにより安否情報を収集、整理し、県（文化観光局）へ報告するとともに、住民等からの安否情報の照会に対し、的確かつ迅速に回答します。

この際、個人情報の保護に配慮するとともに、安否情報を保有する関係機関と協力し、正確な情報管理に努めます。

(2) 実施体制

ア 町の受入れ、救援体制への移行

町は、避難先地域として指定されたときは、原則として通常業務を継続しつつ、以下のとおり受入れ、救援準備体制を整備します。

また、受入れの進捗状況に応じて、順次救援体制へ移行します。

項目	内容
町の体制	1 職員の参集を手配、状況を確認 2 必要に応じ避難住民の誘導、避難住民等の救援実施関連課や避難先地区の地区公民館の増員等 3 マニュアル、機器等を確認
町内の体制	1 消防団、自治会、自主防災組織などに第一報を連絡し、今後の連絡体制を確保。必要に応じ協力の要請、消防団の招集などを実施
関係機関との連携	1 県、日本赤十字社、関係機関・団体との連携を強化し、誘導、救援の実施体制を確保 2 県、関係機関・団体等への要請事項を見積もり、要請があり得る旨を事前に連絡 3 必要に応じ県、関係機関・団体等へ応援を要請。受援に係る連絡調整
備蓄物資、資機材等確認	1 町内の備蓄物資、資機材等について、直ちに活用できるよう準備
集合施設、避難所開設	1 町内の集合施設、避難所を開設
要避難市町村事務の受託	1 要避難市町村が被災によりその機能を有しない場合、事務を受託

イ 対策本部の設置

町（総務課）は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「イ 対策本部の設置」に準じて対策本部を設置します。

(ア) 計画・運用班

避難住民の受入れ、避難住民等の救援について計画調整します。

(イ) 情報・広報班

避難住民の誘導及び避難住民等の救援に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民等の救援に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(エ) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の救援体制

町は、避難住民の受入れ、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、連絡要員の受入れ、現地調整所の設置など、県、関係機関・団体等との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。

また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、武力攻撃災害発生の際の被災住民の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 県の救援体制

県は、状況に応じ、以下のとおり避難住民の誘導支援体制から避難住民等の救援実施体制へ移行することとされています。

また、県対策本部は、避難住民等の救援に係る総合調整を行うとともに、必要に応じ現地対策本部を設置することとされています。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 避難住民等の救援実施関連部局や避難先地域を所管する地方機関等の増員 |
| 2 | 避難住民の誘導支援関連部局や要避難地域を所管する地方機関の縮小 |
| 3 | 避難した県庁、地方機関について、仮庁舎等で業務を開始 |

(イ) 要避難市町村の受援体制

要避難市町村は、当該市町村の国民保護計画で定めるところにより、受援体制を整備し、仮庁舎などで事務を行います。

(ウ) 警察の救援体制

警察は、避難先地域、避難所などの防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における警備本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により警察庁等と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保することとされています。

(エ) 消防の救援体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めることとされています。

(オ) 公共的団体との連絡調整

町（総務課ほか各課）は、避難先地域としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、受入れ、救援に際して必要な協力とその準備を要請します。

(カ) その他関係機関

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等は、その国民保護（業務）計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。

町は、これらの機関との連絡調整については、原則として県（防災局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

a 他市町村との連絡調整

町（総務課ほか各課）は、避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行うに当たり、①近隣の市町、②要避難市町村の避難経路である市町と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。

特に、県外からの避難住民の受入れに当たっては、県（防災局）を通じて、協議（法58①）、情報収集、連絡調整等を行うとともに、要避難市町村、避難経路となる市町との緊密な情報交換、連携に努めます。

b 指定（地方）公共機関との連絡調整

町内で避難住民、緊急物資の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 指定（地方）行政機関との連絡調整

町内で緊急物資の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

d 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）

避難住民等の救援を円滑に実施するため必要があると認められる場合の自衛隊の国民保護等派遣については、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「ウ 関係機関の国民保護体制」の「(キ) 自衛隊の国民保護等派遣」に準じます。

この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

県内の補給については、県対策本部（補給支援センター）が一元的に調整することとされています。

町は、町内の物資、需給などの状況を集約し、県対策本部に対し必要な要請を行うとともに、町内における緊急物資などの取得、配分について連絡調整を行います。

この際、避難住民等のニーズに応じた円滑な補給及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する適切な補給に注意します。

イ 補給支援施設

(ア) 補給支援施設

県対策本部（補給支援センター）は、状況に応じて緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給支援の管理運営を行うこととされています。

町は、町が所管する緊急物資集積所及び補給幹線についての的確かつ迅速に開設、運営、維持するとともに、その他町内の補給支援施設について状況確認、支援などを行います。

(イ) その他の施設

町は、避難住民の受入れの際、急を要する緊急物資について支給できるよう集合施設を整備するとともに、避難住民等の救援の際速やかに補給支援が実施できるよう、あらかじめ避難所を準備します。併せて、緊急物資集積所と集合施設、避難所の間を結ぶ市町村内の配分体制を整備します。また、必要に応じ炊出し等への協力を要請します。

ウ 補給必要量

(ア) 受入れ及び救援初動段階

町（総務課）は、避難住民等数から生活必需品の補給必要量を見積もり、県対策本部へ請求します。

(イ) 救援段階

町（総務課ほか各課）は、町内の避難所、避難住民等の状況を把握し、日用品、嗜好品なども含む補給必要量を集計して県対策本部へ請求します。

この際、画一的な補給に陥ることなく、避難住民のニーズに応じたきめ細かい補給が確保されるよう配慮します。

エ 取得

補給品については、原則として県が以下のとおり確保し、又は調整することとされています。

- 1 備蓄物資の活用
- 2 補給品の購入
- 3 関係機関・団体等への支援要請
- 4 不足等が見込まれる補給品の確保（特定物資の売渡要請、収用、保管命令等）

町は、原則として県から補給品を取得し、受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入場所への職員の派遣など町内の受入体制を整備します。また、緊急を要する補給品については、直接購入等により取得します。

オ 配分

県は、原則として、緊急物資集積地域に集積した補給品を緊急物資集積所へ配分し、又は必要に応じ、備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民等への直接運送を実施することとされています。

町は、緊急物資集積所等に配分された補給品について、町内の各避難所等に配分します。この際、県（商工労働部）、町内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請するとともに、必要に応じて消防団、自主防災組織、自治会、ボランティア及び避難住民等に対し、自主的な協力を要請します。

この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

的確かつ迅速に避難住民等の救援が実施できるよう、緊急物資の円滑な運送を支援します。この際、県（商工労働部）、運送事業者である指定（地方）公共機関、道路管理者その他関係機関・団体との密接な連携に留意します。

イ 運送支援施設

町（建設課）は、他の道路管理者と連携して、町内の運送網の情報を把握し、県（県土整備部）に対し提供するとともに、町が所管する運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）し、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

また、避難所、緊急物資集積所周辺の道路、運送経路へのアクセス道路等についても確保

に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 配分計画の決定

県は、緊急物資に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

町（総務課、商工観光課、建設課）は、県運送計画を受けて、町内の各避難所等に対する配分計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町（商工観光課）は、原則として県（商工労働部）から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入、配分体制を整備します。

また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送事業者等に対し、運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

町（商工観光課）は、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(4) 運送」の「ウ 運送業務」の「(ウ) 運送の実施」に準じて運送を実施します。

エ 交通規制

公安委員会、警察は、緊急物資の運送その他の国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(4) 運送」の「コ 交通規制の実施」に準じて交通規制を実施することとされています。

町（総務課、企画情報課）は、町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、緊急物資の運送等のため必要がある場合は、町内における交通規制の実施について八橋警察署長に対し連絡調整、要請を実施します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難生活の間の医療等の提供については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

町（健康福祉課、町民生活課）は、町内の医療等の提供状況、避難所等の衛生状況を把握し、県（福祉保健部、生活環境部）、要避難市町村、関係機関・団体等と緊密に連携して、町内の避難住民等に対する医療等の提供、衛生の確保、感染症の予防などに努めます。

また、町内病院については、避難住民等に対し医療等を提供します。

イ 衛生支援組織

(ア) 町内の衛生支援組織の活動

町（健康福祉課、町民生活課）は、町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の開設、救護班の派遣などを要請するとともに、町内の臨時医療施設、救護班の活動について、連絡調整、支援を実施します。

(イ) その他の施設等の活動

町（健康福祉課、町民生活課）は、避難所の管理者等と連携して、避難住民の衛生管理、健康維持を行うとともに、必要に応じ応急手当を実施します。

ウ 治療業務

(ア) 医療等の提供

県（福祉保健部）は、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、以下のとおり医療等を提供することとされています。

医療の要請及び指示	<ul style="list-style-type: none"> ・県医師会等を通じ医療関係者に対し医療の実施を要請 ・正当な理由なく要請に応じないときは、書面により医療を行うべきことを指示
医薬品等の売渡要請など	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物資である医薬品などについて、売渡要請、収用、保管命令等
臨時の医療施設を開設するための土地等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の医療施設を開設するため、原則として土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地を使用

町（健康福祉課）は、町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し、医療等の提供に係る要請、連絡調整及び補助を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町（健康福祉課）は、武力攻撃災害等が発生したときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(5) 衛生」の「ウ 治療業務」の「(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処」に準じて対処します。

エ 搬送業務

県（福祉保健部）は、避難生活等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

町（健康福祉課）は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、県に対し、①町内の集合施設、避難所等から臨時医療施設等への搬送、②町外への搬送、を要請するとともに、搬送車両の受入れ等について連絡調整を行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに県（福祉保健部）、中部消防局に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部、生活環境部）は、避難生活の間における感染症の予防及び対処に留意し、避難所の衛生を管理するとともに、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

町（健康福祉課、町民生活課）は、県、要避難市町村、関係機関・団体と連絡調整し、的確かつ迅速に避難住民等に対する予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施・補助するとともに、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に周知します。

また、避難所の衛生維持に努めます。

なお、感染症等が発生した場合には、遅滞なく発生情報を収集し、県（倉吉保健所）、中部消防局、関係機関・団体と連携し、直ちに病原体検索、消毒、隔離及び診療等を実施・補助し、拡大の防止に努めるとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ア) 飲料水の安全確保

県（生活環境部）は、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、以下のとおり業務を行うこととされています。

- 1 井戸水等の塩素による消毒
- 2 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- 3 避難住民等への消毒薬・簡易残留塩素検出チューブの配布
- 4 避難住民等への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

町（健康福祉課、上下水道課）は、町内の飲料水の供給状況を把握し、避難住民等に対する飲料水供給のため、上下水道を確保、改良するとともに、適時適切に水質検査を行い、飲料水の安全を確保します。

(イ) 食品の安全確保

武力攻撃災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下などにより食品の腐敗、汚染等の発生が予想されることから、県（生活環境部）は、以下のとおり食品の安全確保を図ることとされています。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導
- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

町（健康福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

(ウ) 避難所の食品衛生指導

県（生活環境部）は、避難所における食中毒の発生を防止するため、次の点に留意して、避難住民等に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行うこととされています。

- 1 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

町（健康福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

(エ) 避難所の防疫措置

知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難所の防疫のため以下の業務を実施することとされています。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（避難所開設後速やかに及び適宜実施）
- 2 健康調査及び健康相談（避難所開設後速やかに）
- 3 給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導

町（福祉担当課、町民生活課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係

機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

(ウ) 消毒とその確認

県（生活環境部）は、以下のとおり消毒等を実施しすることとされています。

- 1 被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒又は消毒薬の配布・指導
- 2 被災地の汚染された井戸の消毒（汚染された場合直ちに実施し、以後、消毒薬を住民に配布し、住民の自主的な消毒の実施後、消毒を確認）

町（健康福祉課）は、町内の要消毒場所、消毒状況等を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

カ 健康管理業務

県（福祉保健部）は、以下のとおり避難住民等の健康管理業務を行うこととされています。

- 1 健康相談・指導の実施、健康相談等窓口の設置
 - 2 避難地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等
 - 3 患者の早期発見、被災地の感染症発生状況の把握、必要に応じて応急治療等
 - 3 感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離、患家・避難所の消毒の実施及び指導
 - 4 栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を実施
- ※ 高齢者、障害者、乳幼児等の心身双方の健康状態に特に配慮

町は、町内の避難住民等の健康状況を把握するとともに、県、関係機関・団体と連絡調整を行い、業務を実施、補助します。

キ 廃棄物・し尿処理

町（町民生活課）は、避難住民数、処理施設の状況などに基づいて廃棄物・し尿処理計画を策定し、廃棄物・し尿を処理します。

また、避難住民等、避難所の管理者などに対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法の設定、仮設トイレ等の使用上の注意等を、周知します。

(7) 廃棄物処理とその特例

- a 町（町民生活課）は、避難住民等の数から廃棄物の量を見積もり、処理場、処理用の車両、人員等を確保します。

この際、必要に応じ中部ふるさと広域連合、県（生活環境部）、近隣市町村、関係機関・団体等に応援を求めます。

また、要避難市町村、避難所の施設管理者と連携して、避難住民等に対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法等について、周知します。

- b 町（町民生活課）は、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(イ) し尿処理

- a し尿処理の基本的考え方は以下のとおりです。

- 1 水を確保することによって、下水道機能を確保します。
- 2 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場の他に、幹線管きよを使用します。）への投入により処理します。

b し尿処理方法は、以下のとおりです。

避難所	<p>避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。</p> <p>それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を設置します。</p> <p>また、くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用について、避難住民等へ周知します。</p>
地域	<p>ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用します。</p> <p>また、家庭、事業所に対し、水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。</p> <p>便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも使用し地域の衛生環境を確保します。</p>

c 仮設トイレ等のし尿処理については、以下のとおりです。

仮設トイレの設置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置体制等の設定 仮設トイレ等については、まず、県、市町村の連携備蓄により対処し、不足した場合は原則として県が調達し、市町村へ配分することとされています。 2 高齢者・障害者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に対する配慮を考慮します。 3 設置場所等 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。
し尿処理計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集体制の整備 仮設トイレ等の設置状況に基づき、収集体制（人員、車両、施設など）を整備します。 2 応援体制の整備 収集体制に不足が生じた場合は、県、近隣市町村、関係機関・団体等に対し、搬入する処理場の確保など、必要な応援を要請、確保します。 3 収集作業 被害状況、収集場所等の情報に基づき、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集の上、下水処理場に搬入して、し尿を処理します。

ク その他

(ア) 避難所の衛生管理

県（福祉保健部）は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うため、あらかじめ県及び市町村が活動すべき標準的な事項を示した「避難所等の衛生管理マニュアル」を作成し、同マニュアルに基づき以下のとおり保健衛生対策を実施することとされています。

町は、町内の避難所の衛生状況を把握するとともに、同マニュアルに基づき、避難所の保健衛生対策を実施、補助します。

1 避難所の衛生管理指導に関する活動方針

県（福祉保健部）は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、避難所間及び各市町村間の適切な避難住民等の再配分を行い、適切な衛生管理を行うこととされています。

町（町民生活課）は、町内の避難所の情報を把握し、必要に応じ県と連絡調整を行うとともに、避難住民等の再配分及び衛生管理を実施、補助します。

2 避難所の衛生管理指導に関する業務

県（福祉保健部）は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持することとされています。

このため、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等とのプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項等を周知することとされています。

町（町民生活課）は、町内の避難所の状況を把握し、管理者と連携して、これらの業務を実施、補助します。

(イ) 入浴

町（健康福祉課）は、町内の避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、仮設浴場、シャワー施設などの設置及び入浴用水の確保を要請します。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の入浴については、可能な限り高齢者施設、障害者施設、福祉避難所などへの受入れにより対応するものとし、必要に応じて施設、設備の設置、介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

あわせて、町内の公衆浴場の営業情報などを、県（生活環境部）、避難住民等へ提供します。

(ウ) 洗濯

町（健康福祉課）は、町内の避難所の設置状況、避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、洗濯場の設置（洗濯機の借上げ等）、洗濯用水の確保などについて協力を求めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の衣類の洗濯については、可能な限り高齢者施設、障害者施設などへの受入れにより対応するものとし、必要に応じて介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難の状況に応じ速やかに救援施設を提供するとともに、避難生活期間中適切に維持管理を行うこととされています。

町（町民生活課、健康福祉課、建設課）は、町内の各施設及び用地の状況を把握し、県等と密接に連絡調整の上、施設の提供、維持を実施、補助します。

また、要避難市町村役場の仮庁舎などを設置・維持するとともに、被災した要避難市町村有施設について代替施設の確保等、必要な対応を実施します。

イ 必要量

(7) 避難所、臨時医療施設

県（福祉保健部、生活環境部）は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時適切に入手し、避難所、臨時医療施設の必要量の変化を把握することとされています。

町（健康福祉課、町民生活課）は、避難住民等の数、町内の避難住民等及び施設の状況に応じ、建設・整備を必要とする避難所、臨時医療施設等の必要量を見積もります。

(イ) 公共施設

町（総務課）は、状況に応じ、要避難市町村と協議し、要避難市町村役場の仮庁舎、必要に応じて要避難市町村立病院仮庁舎、仮設校舎などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設の確認、連絡調整等を行い、可能な限り迅速に業務を開始できるよう

準備するとともに、状況に応じ適切な維持及び所要の充実に協力します。

ウ 建設

(ア) 救援施設

a 避難所

① 避難所の開設

町（健康福祉課、教育委員会）、県（防災局、福祉保健部ほか各部局）などは、協力して以下のとおり避難住民等へ避難所を提供することとされています。

機関名	内 容
避難所管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内の避難所管理者は、その管理する避難所を開設します。 2 町内の避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県（福祉保健部）、町（健康福祉課）及び八橋警察署、中部消防局等関係機関に連絡します。 3 避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に収容施設を開設します。 なお、野外に収容施設を開設した場合の県（福祉保健部）、町（健康福祉課）及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。 4 野外収容施設の開設に必要な資材が不足するときは、町（健康福祉課）、県（福祉保健部）に調達を依頼します。 5 野外収容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。
県（福祉保健部、生活環境部、出納局、教育委員会）	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉保健部 <ol style="list-style-type: none"> ① 県内の避難所の開設状況を把握するとともに、市町村、避難所管理者から野外収容施設の設置に必要な資材等の調達依頼があったときは、所要量を集計し、出納局に調達方を依頼します。 ② 電気通信事業者と契約を締結し、避難住民等に電話、インターネット等の利用環境を提供します。 ③ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。 ④ 必要に応じ、県教育委員会に対し、避難所開設の応援を要請します。 2 生活環境部 <ol style="list-style-type: none"> ① 避難が長期にわたることが見込まれる場合、早急に応急仮設住宅等を手配します。 ② 応急仮設住宅の提供について、市町村間で格差が生じることがないように調整します。 3 出納局 福祉保健部から野外収容施設の開設に必要な資材等の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、野外収容施設として調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期日に設置可能なテントとします。 4 教育委員会 福祉保健部から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村（教育委員会）と連絡をとり、開設に協力します。
町（福祉担当課、教育委員会）	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉課 <ol style="list-style-type: none"> ① 町内の避難所の開設状況を把握し、野外受入施設の設置に必要な資材等の調達について県（福祉保健部）に依頼します。 ② 必要に応じ、教育委員会に対し、避難所開設の応援を要請します。 2 教育委員会 健康福祉課から避難所開設の応援要請を受けた場合は、県教育委員会と連絡をとり、開設に協力します。

この際、避難住民等の受入状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

② 避難所の運営

避難所の運営は、原則として県（福祉保健部）が行うこととされています。

町は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。

機関名	内 容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、県（福祉保健部）が事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき適切に避難所を運営します。
県（福祉保健部、教育委員会）	<p>1 福祉保健部 避難所を運営する際の指針として、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を市町村、避難所管理者等へ提供するとともに、これに基づき以下のとおり運営業務を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置します。</p> <p>2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行います。</p> <p>3 傷病者に対し救急医療をほどこすため、必要に応じ避難所内又は付近に臨時医療施設及び医師等を確保します。</p> <p>4 避難所の衛生保全を実施します。</p> <p>5 避難期間に応じて、食品、飲料水及び救急物資の手配を行うとともに、その配分方法を定め、平等かつ能率的な配分を実施します。</p> <p>6 避難所に避難した避難住民等に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行及び配布・掲示、インターネット、ファクシミリ等の機器を整備するよう努めます。</p> </div> <p>2 教育委員会 ① 県立学校は、避難所の運営について協力・援助等を行います。 ② 教職員の役割分担、体制等について、県と協議、計画します。</p>
町（市町村担当課、教育委員会）	<p>1 町民生活課 ① 避難住民の受入れに当たっては、可能な限り自治会単位に避難住民の集団を編成し、町内及び要避難市町村の自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるよう努めます。 ② 避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。</p> <p>2 教育委員会 町立学校は、県立学校に準じて協力・援助を行います。</p>

b 応急仮設住宅等

県（生活環境部）は、避難生活の長期化等の状況に応じ、応急仮設住宅及びそれに伴うライフラインなどを整備することとされています。

町（健康福祉課、建設課）は町内の建設用地やライフラインの状況把握、県、関係機関・団体との連絡調整等を行い、応急仮設住宅の整備を実施、補助します。

この際、不足する資材などについては、県（農林水産部）等へ応援を要請します。

c 町営住宅等

町（建設課）は、避難先地域に指定されたときは、町営住宅の新規入居の停止、空き状況等の確認等を行い、必要に応じて避難住民等に提供します。

d 施設等の運営

(イ) 公共施設

町（建設課）は、要避難市町村役場仮庁舎、必要に応じ要避難市町村立病院仮庁舎などの提供・設営について連絡調整を行い、施設の提供、必要な改修、回線敷設などを実施します。

この際、必要に応じ、県（県土整備部）に対し、①職員派遣等の人的支援、②物資、資機材供給等の物的支援、③技術上の助言などの支援を要請します。

エ 不動産の計画

(ア) 避難所など

県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設用地の確保、発注及び維持管理を行うこととされています。また、不足が見込まれる用地については、速やかに手配、支援要請を実施するとともに、必要に応じて土地等の使用手続（法82～84）を実施することとされています。

町（建設課ほか各担当課）は、以下のとおり町内の応急仮設住宅等の建設用地を確保、提供します。

この際、建設用地の必要量の適切な見積り、県、関係機関・団体との密接な連絡調整に注意するとともに、必要に応じ県等に応援（土地等の使用手続（法82～84）を含む。）を要請します。

- 1 町内の建設候補地の状況確認
- 2 建設用地の事前確保、使用許可
- 3 町所管用地等の転用
- 4 建設用地における応急仮設住宅及びこれに伴うライフライン等の建設準備
- 5 賃貸借等の契約

(イ) 公共施設

町（建設課）は、要避難市町村役場仮庁舎などの候補施設のうち用地等の確保が必要なものについて、候補となる施設の管理者、用地所有者などに連絡し、賃貸借等の契約を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

通常の業務を継続しつつ救援を実施、補助するため、必要に応じて人員の増員、配置変更、組織の改編等を行います。

この際、職員の安全確保に配慮するとともに、不足する人員等については、速やかに県（総務部）等に対し派遣要請等を実施します。

イ 被災者の捜索、救出

別紙第5「避難段階の計画」に準じて被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ア) 埋葬、火葬

要避難地域等から搬送されてきた遺体や、武力攻撃災害の際死亡した者の遺体について、遺族が埋火葬を行うことが困難な場合や、遺族がないような場合には、県（警察本部）が以下のとおり棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供等を行うこととされています。（法75①）

- 1 墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在などの情報を集約し、埋葬、火葬を行う
- 2 この際、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応する
- 3 法122及び令34の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応する

町（町民生活課）は、迅速な死亡届の受理及び火葬（埋葬）許可書の交付に努めるとと

もに、県に対して火葬場、埋葬場に係る情報提供や連絡調整などを行います。

(イ) 遺体の取扱い

要避難地域等から搬送されてきた遺体や武力攻撃災害の際死亡した者の遺体について、社会混乱のため遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を行えない場合は、県（警察本部）が処理を行うこととされています。（法75①、令9）

- 1 遺体を捜索する関係機関（消防機関、海上保安庁、自衛隊等）、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う関係機関と連携し、遺体の捜索、処理の時期や場所を調整する
- 2 遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引渡などを実施する

町（総務課、町民生活課）は、消防団による遺体の捜索、遺体の一時保管所の確保、開設、運営への協力などを行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難受入段階においては、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階で突発的に武力攻撃災害が発生したときは、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて対処します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難受入段階においては、武力攻撃（予測）事態の認定等により住民の不安感、緊張感が高まることや一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、町（健康福祉課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」により、町内の生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、県（生活環境部）等に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

- a 町（上下水道課）は、町が管理する上下水道について施設や設備の警戒、水質検査、情報収集を強化し、確実に供給を確保するとともに、避難住民等の受入れに伴い必要に応じて施設の改良等を実施します。
- b 町（建設課）は、中国電力倉吉営業所、NTT西日本鳥取支店、県LPガス協会などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

ウ 防犯等

町（総務課）は、避難所等における窃盗事案等の発生、救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、八橋警察署等と連携し、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒の強化を行います。

エ 住民への周知

町（情報企画課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難所周辺住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

オ その他

(7) 雇用の確保

県（商工労働部）は、以下のとおり避難住民等の雇用確保等に努めることとされています。

- 1 被災者の就労状況の把握
- 2 厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に対する協力
- 3 避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等

町は、町内の避難住民等の状況を把握し、雇用確保措置に係る県との連絡調整、要請等を行うとともに、避難住民等に対して情報を提供します。

(4) 生活再建資金の融資等

県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活を再建するに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参りにしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実を目的とする総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施することとされています。

町（企画情報課）は、避難住民等に対し、生活再建資金の融資等に関する情報を提供します。

(10) 広報、広聴活動

町（総務課、企画情報課）は、①避難住民等、②避難所周辺住民、③その他の住民に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなど支援を行います。

ア 広報の強化

(7) 避難住民等に対する広報

町（総務課、企画情報課）は、避難住民等の安全と避難生活の便宜を図り、混乱を防ぐため、県対策本部（広報センター）、要避難市町村等と協力し、以下のとおり避難住民等に対する広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃（予測）事態の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、市町村などの対応状況、今後の救援 (3) 被災情報、安否情報など 2 避難所における注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷静な対応の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報（武力攻撃災害の兆候、密航、不審者等）について、町（総務課）に連絡するよう求め 3 避難所での生活等に関する注意事項、生活関連情報等 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防、密航、不審者への注意 (3) 児童生徒の登下校に対する安全確保 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 火元・危険物の管理や他の安全対策等
	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報の内容

	(2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	避難所に対する巡回活動、広報資料の作成・配布・掲示、避難所管理者・避難所自治会からの連絡、インターネット等
注意事項	1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないよう、十分に注意します。 3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県、町（総務課）及び要避難市町村において、随時必要な対応及び避難住民等への広報、通報を行うものとしします。

(イ) 避難所周辺住民その他の住民に対する広報

町（企画情報課）は、町広報を通じ、避難所周辺住民その他の住民に対し、武力攻撃（予測）事態等、避難受入などの情報を提供し、協力を要請します。

(ウ) 関係機関への要請

町（企画情報課）は、広く避難住民等、住民に対する広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（企画部）	県広報と併せた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	1 武力攻撃（予測）事態等の現状及び予測 2 避難受入等の状況 3 避難住民等の生活関連情報、注意事項など
要避難市町村	避難住民等に対する広報	
公共的団体等	構成員等に対する広報	
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
観光施設等	場内放送等による客に対する広報	

(エ) 障害者、外国人等への広報

町は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な避難住民等に対して、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(10)広報、広聴活動」の「ア 広報の強化」の「(ウ) 障害者、外国人等への広報」に準じて広報を実施します。

イ 報道機関への情報提供

町（企画情報課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町（企画情報課）は、町役場、避難所などに相談窓口を設置するとともに、相談窓口に情報を集約し、安否情報、生活関連情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じて県、要避難市町村関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

5 その他

(1) 応急教育

町（教育委員会）は、避難受入状況に応じ、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）等と協力して避難児童生徒に対する応急教育（就学、進学、就職支援など）を実施します。

ア 実施すべき業務

(ア) 教育委員会

a 町内の状況確認と割振等の決定

町内の各教育施設の状況及び避難児童生徒の数等に基づき児童生徒の割振等を決定し、各学校長へ避難児童生徒の受入れ及び応急教育の開始を指示します。

b 施設等の確保

県（教育委員会）などと連携して、避難児童生徒の受入れ及び応急教育に必要な人員、資機材、学用品、施設等を確保、手配します。

特に、町立学校が避難所等に使用された場合は、他施設、仮校舎等、速やかに応急教育施設を確保します。

c 県（教育委員会）等との連絡調整

応急教育開始後速やかに、町内の小・中学校の次の事項について取りまとめ、県（教育委員会）と連絡調整を行います。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 学校運営の応急措置状況 |
| 2 | 避難児童生徒の被災状況 |
| 3 | 避難児童生徒の教科用図書・学用品等の必要状況 |
| 4 | カウンセラー配置の必要性 など |

d 避難受入段階の応急教育

避難受入段階において、県（教育委員会）等と連絡調整を行い、次の業務を実施します。

- | | |
|---|-------------------------------------------------------|
| 1 | 児童生徒の救援、就学、進学、就職支援に関すること |
| 2 | 教科用図書、学用品等の給与 |
| 3 | 町立学校における学校運営の応急措置 |
| 4 | 児童生徒及び教職員の受入れ |
| 5 | 授業料の減免・執行猶予、奨学金の貸与、避難・被災等による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助及びその周知 |

(イ) 学校長等

学校長等は、各学校における児童生徒の受入れ、応急教育の体制を整備し、応急教育を実施します。

a 児童生徒の受入体制の整備

学校に受け入れる避難児童生徒、教員等を確認し、臨時の学級編制、担任等を定めま

す。
また、県（教育委員会）と連携し、避難児童生徒へ教科用図書、学用品等を給付しま

b 児童生徒の状況確認、連絡調整

避難児童生徒の避難・被災状況を調査し、町（教育委員会）と連絡調整を行います。

c 児童生徒の安全確保など

児童生徒の登下校等の際の安全確保に注意するとともに、健康・安全教育を実施しま

d 児童生徒及び保護者などへの情報提供

応急教育の概要、注意事項などについて児童生徒、保護者その他住民などへ情報を提

e 教育環境の改善

避難受入状況の推移を把握し、町（教育委員会）と連絡調整の上、教育環境を改善し、可能な限り早期に平常授業に戻すよう努めます。

イ 学用品の調達及び給与計画

町（教育委員会）は、町立小・中学校の児童生徒の被災状況、教科用図書、学用品等の必要状況に応じて、県（教育委員会）と連絡調整を図り、教科用図書（教材を含む）、学用品

の給与等を実施します。

(ア) 給与の対象

武力攻撃災害により教科用図書、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある小・中学校の児童生徒

(イ) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ウ) 給与の方法

教科用図書、学用品は原則として知事が一括購入し、児童生徒に対する配分は市町村長が実施します。

なお、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた市町村長が、学校長、教育委員会及び県（教育委員会）の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(エ) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階において武力攻撃災害等が発生した場合は、別紙第5 「避難段階の計画」の「5 その他」の「(1) 応急教育」の「イ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

エ 私立学校への応急教育等の要請

県（総務部）は、避難先地域の私立学校に対し、公立学校に準じて必要な対策を講ずるよう要請することとされています。

(2) 応急保育

町（町民生活課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育園の応急保育を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育委員会）は、町内に搬入された文化財等について、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）などと協力して適切に保管、管理します。

(4) ボランティアの協力

ア 一般ボランティア

避難住民等の生活支援等を行う一般ボランティアについては、県（福祉保健部）、県社協などが全県単位での受付け、整理を行うこととされています。

町（健康福祉課）は、町社協、県（福祉保健部）、県社協、日赤県支部などと連絡調整の上、町へ申し込みのあったボランティアについて、受付、活動支援などを行います。

市町村・市町村社協	<p>1 町内の状況把握、連絡調整 町内のボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による活動状況、市町村内の避難所、高齢者、障害者、乳幼児等施設等におけるボランティアニーズ等の情報を把握し、県（福祉保健部）などに対しボランティアの派遣を要請します。</p> <p>2 受付、避難所等での活動要請及び活動支援 町へ申し込みのあったボランティアの受付けを行い、又は登録済みのボランティアに対し、支援が必要な避難所、必要な支援内容等を決定し、活動を要請します。 活動中は地理情報、安全情報などの提供、連絡調整等によりその円滑な活動を支援します。 また、町内及び要避難市町村の自主防災組織等と連携、協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	3 派遣要請等 町内のボランティアが不足する場合は、近隣の市町、市町社協や県（福祉保健部）、県社協に派遣を要請します。
県・県社協	1 全県的調整 県（福祉保健部）、県社協は、避難先市町村及び市町村社協から情報収集を行い、特にボランティアを要する地域などの情報提供、ボランティアの申入れの配分など、ボランティア派遣に係る全県的な連絡調整を行うこととされています。 2 派遣要請等 また、必要に応じ、他都道府県他都道府県社協、ボランティアセンター等に派遣要請を行うこととされています。

イ 専門ボランティア

専門的な技術を有する専門ボランティアについては、原則として県が一元的に運用することとされています。

町は、県と町内における派遣、活動などに係る連絡調整を行います。

(ア) 医療救護関係ボランティア

町	1 情報提供、派遣要請 町（健康福祉課、町民生活課）は、倉吉保健所、要避難市町村等と連携し、町内の避難所、臨時医療施設等の状況把握を行い、県（福祉保健部）などに対し、不足する医師の人数等の必要な情報の報告、医療救護関係ボランティアの派遣要請等を行います。 2 受入れ、連絡調整 また、医療救護関係ボランティアの受入れについて県などと連絡調整を行うとともに、町内の情報提供等によりボランティアの活動を支援します。
県	1 医療救護関係ボランティアの受付、登録 県（福祉保健部）は、医療救護関係ボランティアの受付、登録を行うこととされています。 2 医療救護関係ボランティアの調整、派遣 県は、各保健所及び市町村の情報を収集するとともに、日赤の派遣状況などを勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に要請することとされています。
県・地区医師会	1 避難先地域の地区医師会 随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、保健所、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼するよう努めるものとされています。 2 避難先地域以外の地区医師会 地区内のボランティアを受け付け、保健所及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼するよう努めるものとされています。 3 県医師会 県（福祉保健部）と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導にあたるよう努めるものとされています。
日赤県支部	他都道府県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供することとされています。

(イ) 教育ボランティア

教育ボランティアについては、県（教育委員会）が、必要に応じて児童生徒の学習支援や生活指導等を行うボランティア希望者に対し、活動を要請することとされています。

町（教育委員会）は、町内における応急教育の状況及び実施の段階に応じ、県（教育委員会）に対し、必要となるボランティア要員の派遣要請について連絡調整を行います。

ウ ボランティアの安全確保

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。町（健康福祉課）は、あらかじめ活動地域の安全を確認するとともに、活動中のボランティアへの情報提供などにより、その安全確保に努めます。